

都市計画論文

■ 2025年11月15日(土) 9:20～10:40 ■ 会場④(交流棟401)

講演番号[35-38]

司会:後藤 純(東海大学)

9:20～9:40

[35]

子どもの生活行動にみる体験格差の構造

課外活動の経年変化に着目して

○松浦 海斗¹、山淵 智也¹、谷口 守² (1. 筑波大学大学院 システム情報工学研究群、2. 筑波大学 システム情報系 社会工学域)

9:40～10:00

[36]

デンマーク計画法2017年改正で導入されたコンバージョンビレッジ制度の課題と効果の検証

コンバージョンビレッジ指定3地区の指定後の動向からみて

○鶴田 佳子¹、小塚 遥仁² (1. 岐阜工業高等専門学校建築学科、2. 岐阜工業高等専門学校専攻科先端融合開発専攻)

10:00～10:20

[37]

社会変化に対応した行政計画と市民参加の関係性に基づく施策展開

愛知県長久手市の取り組みを事例に

○吉村 輝彦¹ (1. 日本福祉大学)

10:20～10:40

[38]

岐阜県飛騨市におけるライフスタイル移住者の地域コミュニティへの適応プロセスとその要因

○森島 明日香、金 度源¹、松井 大輔²、大窪 健之¹ (1. 立命館大学、2. 新潟大学)

子どもの生活行動にみる体験格差の構造

—課外活動の経年変化に着目して—

The Structure of Experience Disparities in Children's Lifestyle Behaviors

—Focusing on Longitudinal Changes in Extracurricular Activities—

松浦海斗*・山渕智也*・谷口守**

Kaito Matsuura*・Tomoya Yamabuchi*・Mamoru Taniguchi**

Engagement in diverse activities is considered fundamental to children's development. However, recent societal changes may have led to shifts in the daily behaviors that facilitate such experiences. We examined trends in extracurricular activities among children from 2006 to 2021 by using the Survey on Time Use and Leisure Activities. By classifying children based on their frequency of activity participation, we identified variations in the population distribution and demographic characteristics associated with each group. The results showed that: 1) the largest group consisted of “inactive” children with low levels of activity, mainly from low-income households, whose proportion increased over time; and 2) the number of children highly engaged in sports and cultural and volunteer activities has been declining, with notable disparities by income and region.

Keywords: extracurricular activity, lifestyle behavior, children, longitudinal change

課外活動, 生活行動, 子ども, 経年変化

1. はじめに

子どもは日常生活を通して様々な活動を経験することで、心身の発達や人間性、社会性の形成につながると考えられる。例えば近年の調査では、自然体験や社会体験といった活動を実施した経験が子どもの将来の学力や自己肯定感の形成に影響を与えることが示されている¹⁾。この調査では、子どもが家庭環境等によらず十分な体験を経験できるよう、生活環境の中に体験の機会を創出・提供することの重要性を示唆している。現に、2023年に閣議決定された「教育振興基本計画」でも多様な担い手と連携した体験活動の機会を提供することが記載されており²⁾、学校外においても多様な活動に時間を費やせるような環境整備の重要性を示している。

我が国では、すべての国民が平等に教育を受ける権利を有すべきである旨が教育基本法で定められているように、全国を通して子どもが一貫した学校教育を受けられる環境が整備されている。しかしながら、一般的に子どもは学校教育の側面では共通した生活行動を行っているものの、それ以外、すなわち課外活動については個人に委ねられている。そのため、世帯の収入によって子ども本人の体験への支出額に開きがあるといった、家庭の経済的状況等によって体験に繋がる活動の実施に制約が生じる、いわゆる「体験格差」の存在が指摘されている³⁾。

また、近年の社会の変化に伴って子どもの放課後や休日の過ごし方そのものに影響を生じていると考えられる。例えば、教員の働き方改革に対応して、中高生の部活動の活動日数や活動時間は減少が進んでいる⁴⁾。ほかにも ICT の普及やライフスタイルの変化などの要因により、様々な活動の実施有無や頻度が変化している可能性が考えられる。

以上の背景から、誰もが多様な活動を経験できる社会の実現に向けて、まずは近年子どもが放課後や休日にどのような活動をどれだけ実施しているか、すなわち課外活動の実施状況に基づく生活行動の経年変化を把握し、その実態に基づいた具体的な課題を明らかにすることが求められる。

2. 研究の位置付け

2-1 既存研究の整理

子どもの活動に着目した調査や研究は多岐にわたる。その中でも、家庭環境や居住地によって活動の実施状況に格差が生じていることは、特定の活動を対象とした研究で明らかにされてきた。例えば兵頭ら⁵⁾は小中学生の学習塾や家庭教師の利用状況を調査し、学区ごとの特徴を示している。松岡⁶⁾は世帯収入が習い事の種類の数に影響することを示唆している。Naito & Kaneko⁷⁾は小学生・中学生・高校生のそれぞれで世帯年収が高いほど旅行やスポーツの実施率が高くなることを明らかにした。また、ベネッセ教育総合研究所⁸⁾、公益法人チャンス・フォー・チルドレン⁹⁾といった機関でも子どもの体験にまつわる調査を行っており、体験活動や習い事の実施機会や出費額に関して家庭の経済的状況等による格差が生じることが報告されている。

一方で、特に放課後や休日の活動実態や外出行動に着目した研究としては、小学生の放課後の過ごし方について性別・学年による特徴を明らかにした佐藤ら¹⁰⁾、放課後に子どもがよく過ごす場所やよく実施する活動について神奈川県で横断的に調査した猿渡¹¹⁾、子どもの生活時間や行動圏等を調査し、子どもの居場所を阻害する要因を探った西川ら¹²⁾などが挙げられる。他にも、多摩ニュータウン内における子どもの屋外活動の内容や場所を明らかにした近藤ら

* 学生会員・筑波大学大学院 システム情報工学研究群 (University of Tsukuba)

** 正会員・筑波大学 システム情報系 社会工学域 (University of Tsukuba)

や、GPS による行動調査を通して子どもの生活行動を明らかにした島田ら¹³⁾、福井市内の小学生の遊びの時間や内容について、地区特性ごとの傾向を分析した栗原ら¹⁴⁾などが存在する。これらの研究を整理すると、県単位・市単位・地区単位での地域比較を行った研究は存在するものの、全国横断的な比較は行われておらず、世帯年収等の社会的属性による差について明らかになっていない。

また、子どもの課外活動を支える施設や空間などに着目した研究も見られる。斎尾ら¹⁵⁾は運営主体や立地の異なる子どもの放課後の居場所の空間活用状況を明らかにした。中島ら¹⁶⁾は三重県の公共施設管理者へのアンケートを通じて、中高生への居場所づくり事業を行う公共施設が非常に少なく、個人的居場所の提供も限定的であることを示した。他にも小学生を対象とした放課後事業の歴史的変遷と実態を明らかにした梅田¹⁷⁾の研究や、自治体が整備する子どもの遊び場の制度運用の実態把握をおこなった小玉ら¹⁸⁾の研究など多岐にわたるが、実際にどのような子どもが活動に参加しているかという情報は限定的である。

さらに、子どもの活動について経年的な変化を見た研究も限定的であるが存在する。許ら¹⁹⁾は全国の子どもの交通行動を経年的に追跡し、肥満率との関係を示している。中村²⁰⁾は子どもの経済格差や教育機会格差の時系列変化を調査し、補習教育の機会均等度が経年的に低下していることを明らかにした。しかしながら、社会の変化に伴って子どもの生活行動が変化していると考えられるのにも関わらず、課外活動の実施状況にどのような構造的変化が生じているかについては明らかにされていない。

2-2 本研究の目的と内容

以上のように、様々な活動に対する格差の実態が明らかにされているが、家庭環境や社会情勢の影響を受けて子どもの生活行動自体に差が生じている可能性が考えられる。そこで本研究では、子どもが実施している課外活動を網羅的かつ経年的に把握し、日常生活の行動を通じて形成される体験格差の構造とその変遷を明らかにすることで、誰もが多様な活動を経験できる社会の実現に向けた方向性を提示することを目的とする。

子どもの生活行動の把握に向けて、まずはどのような課外活動をどれだけ実施しているかを把握可能なデータを整理し、4章では対象とする活動の実施状況を概観する。続いて、類似した生活行動を実施している子どもの特徴を明らかにするため、5章では活動の実施頻度に基づく個人の類型化を行い、作成された類型の特徴を示す。さらに、作成されたクラスターの構成割合をもとに、6章では類似した生活行動を実施している子どもがどれほど存在するのを経年的に明らかにする。一方で、子どもの属性的特徴によって生活行動の傾向は異なると考えられる。そこで7章では個人や世帯の属性を説明変数とする多変量解析を実施し、家庭の経済的状況や居住地域といった要因が生活行動にどのような影響を及ぼしているかを明らかにする。

2-3 本研究の特長

本研究は以下のような特長を有している。

- 1) 子どもの課外活動の実施状況を網羅的・経年的に把握し、それぞれの活動の実施頻度に基づく類型化を行うことで生活行動の特徴や経年変化を明らかにした、新規性の高い研究である。
- 2) 子どもの社会的属性による生活行動の傾向について地域差を含めて分析し、体験格差が構造的に存在することを示した、有用性の高い研究である。
- 3) 公的機関によって実施され、全国網羅的に調査された大規模サンプルを有するデータを用いて分析した、信頼性の高い研究である。

3. 分析の概要

子どもの日常生活の行動を経年的に把握するためには、どのような活動がどれだけ実施されているかを把握可能で、長期にわたって継続された調査が必要である。そこで本研究では、日常生活における様々な活動の実施頻度が長期間にわたって調査され、全国横断的に豊富なサンプルを有する「社会生活基本調査（調査票A）」（以下、社基調）²¹⁾を用いる。調査の概要は表-1に示す通りであり、全国を対象に抽出された世帯の10歳以上の世帯員を対象に、「学習・研究活動」「スポーツ活動」「趣味・娯楽活動」「ボランティア活動」の実施状況が調査されている。本調査は1976年より5年おきに実施されているが、ここでは調査の対象となる活動の設問が共通する2006年から2021年の4時点の個票データを使用し、調査時点で小学校・中学校・高校のいずれかに所属する10歳～18歳の回答者を対象に分析を行う。サンプルサイズは異常回答や不明回答のあるサンプルを除く合計63,895人である。参考として、各調査年度における属性別のサンプルサイズを表-2に示す。

本調査は、授業およびその予習・復習として行っているものを除外し、クラブ活動や部活動は含めて回答されており、場所を問わず学校で共通に学ぶ授業以外の活動の実施有無を把握する設計となっている。したがって本調査を通じて、子どもが学校で共通に学ぶ授業以外、すなわち放課後や休日等の中で、学童保育や学外での習い事や遊びなどを含め、どのような活動に時間を費やしているかを包括的に把握することができる。本研究ではこうした正課外で行われる活動を総括して課外活動と定義し、分析を進める。

表-1 使用データの概要

社会生活基本調査（調査票A）	
対象年度	2006年・2011年・2016年・2021年
実施主体	総務省統計局
調査対象	全国（各都道府県の人口に基づく確率比例系統抽出）
対象としたサンプル	10歳～18歳の小中高校に在籍する63895人 (2006年:17189サンプル、2011年:16078サンプル、 2016年:16337サンプル、2021年:14291サンプル)
調査内容（抜粋）	年齢、職業、勤務形態、学歴、世帯年収、 年間に実施した活動、1日の時間帯別の生活行動、 一緒にいた人 など

なお、本調査の記入用紙には「10歳以上の人は、一人1冊ずつ記入してください」と明記されており、原則として各回答は本人による自記である。したがって、本研究で分析に用いるデータは、子ども本人の理解と判断に基づいて記入されたものと考えられる。

4. 子どもの課外活動の概観

本章では、子どもの日常生活行動を明らかにするにあたって、まずは課外活動の実施状況を活動内容別に概観する。社基調では「学習・研究活動」「スポーツ活動」「趣味・娯楽活動」「ボランティア活動」を対象に、網羅的な内容の活動の実施状況を把握可能である。本研究では表-3に示すとおり、これらの活動を内容によって統合し、A1からD2の17種類の活動分類として定義し分析を進める。

ひとくちに課外活動といっても活動を実施している人の割合はその内容によって大きく異なる上に、多くの人が実施しているもののその頻度が少ない活動や、一部の人のによって高頻度で実施される活動の存在も考えられる。生活行動の実態を明らかにする上で、活動の有無にとどまらず実施頻度を把握することが重要であるゆえんである。

本研究では、活動の実施頻度として年間で実施した日数（以下、年間活動日数）を指標として用いる。図-1は年間に一度でも活動を実施した人の割合（以下、活動実施率）を縦軸に取り、実施した人の年間活動日数の平均値を横軸

に取った結果である。ここから以下のことがわかる。

- 1) 趣味・娯楽のうち、鑑賞活動やデジタルゲーム活動は実施率が特に高い活動となっていることがわかる。一方で、年間活動日数に着目すると、デジタルゲーム活動やデジタルの鑑賞活動は平均して150日を超えているのに対して、実地での鑑賞活動は平均して20日程度と少なくなっている。その他の趣味・娯楽活動では実施率が高々50%程度に留まることもあわせ、デジタルでの趣味・娯楽活動は多くの子どもによって実施され、多くの時間が費やされていることがわかる。
- 2) スポーツのうち、球技系スポーツに関しては実施率が高く、年間活動日数も多いことから、多くの子どもによって日常的に実施されている活動であることがわかる。その一方で、レジャースポーツについては実施率が40%程度となり、一部の子どもによってしか実施されていない傾向にあると言える。他方、武道を実施している子どもは5%と非常に少ないものの、年間活動日数は平均130日程度となっている。このことから、武道は特定の子どものによって日常的に高頻度で実施されている活動であると考えられる。
- 3) 学習・研究については、いずれの活動も実施率が30%程度であるが、年間活動日数は比較的多い。したがって、これらの活動は実施している子どもは限定されるが、日常的に実施していることが考えられる。対して

表-2 使用データのサンプルサイズ（年度別・属性別）

		所属			性別		世帯構成					
		小学	中学	高校	男性	女性	夫婦＋子ども	夫婦＋子ども＋両親	夫婦＋子ども＋ひとり親	父子世帯	母子世帯	(その他)
調査年度	2006年	4,929	6,153	6,107	8,906	8,283	9,854	2,042	2,052	105	835	2,301
	2011年	4,703	5,810	5,565	8,302	7,776	9,588	1,509	1,502	110	978	2,391
	2016年	4,627	5,894	5,816	8,368	7,969	9,985	1,173	1,207	129	951	2,892
	2021年	4,116	5,194	4,981	7,374	6,917	9,507	730	858	107	772	2,317
	合計	18,375	23,051	22,469	32,950	30,945	38,934	5,454	5,619	451	3,536	9,901
		世帯年収					都市階級					合計
		300万円未満	300万円～600万円未満	600万円～1000万円未満	1000万円以上	(無回答)	政令指定都市	15万人以上都市	5万人以上15万人未満都市	5万人未満都市	町村	
調査年度	2006年	2,582	5,949	6,007	2,135	516	1,464	5,841	5,245	1,971	2,668	17,189
	2011年	2,117	5,296	6,023	2,339	303	1,487	5,897	4,896	1,733	2,065	16,078
	2016年	1,799	5,288	6,302	2,449	499	1,577	6,118	4,671	1,971	2,000	16,337
	2021年	1,254	3,873	5,925	2,761	478	1,379	5,407	3,999	1,808	1,698	14,291
	合計	7,752	20,406	24,257	9,684	1,796	5,907	23,263	18,811	7,483	8,431	63,895

表-3 対象とする活動分類

※括弧内は活動を実施したサンプルの総数

A 学習・研究		B スポーツ			
A1 実務・技能型学習 (20,438) 英語／英語以外の外国語／ 商業実務・ビジネス関係／ 介護関係／家政・家事	A2 探求型学習 (15,733) パソコンなどの情報処理／ 人文・社会・自然科学／ 芸術・文化	B1 球技系スポーツ (41,010) 野球／ソフトボール バレーボール／バスケットボール／ サッカー／卓球／テニス／ バドミントン	B2 レジャースポーツ (26,937) ゴルフ／グラウンドゴルフ／ ボウリング／つり／ スキー・スノーボード／ 登山・ハイキング／サイクリング	B3 武道系スポーツ (3,521) 柔道／剣道	B4 健康・フィットネス (32,610) 水泳／ジョギング・マラソン／ ウォーキング・軽い体操／ 器具を使ったトレーニング
C 趣味・娯楽					
C1 実地での鑑賞活動 (43,640) 実地での スポーツ観戦／美術鑑賞／ 演芸・演劇・舞踊鑑賞 コンサートなどによる クラシック鑑賞／ ポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	C2 デジタルでの鑑賞活動 (46,690) 映画館以外での映画鑑賞／ CD・スマートフォンなどによる 音楽鑑賞	C3 音楽・舞踏活動 (32,188) 楽器の演奏／邦楽／ コーラス・声楽／カラオケ／ 邦舞・おどり／洋舞・社交ダンス	C4 伝統文化活動 (15,470) 書道／華道／茶道／ 和裁・洋裁／編み物・手芸	C5 創作・工芸活動 (24,089) 趣味としての料理・菓子作り／ 園芸・庭いじり／ガーデニング／ 日曜大工／絵画・彫刻の制作／ 陶芸・工芸／ 写真の撮影・プリント／ 詩・和歌・俳句・小説などの創作	C6 読書活動 (26,779) 趣味としての読書(マンガを除く)
C 趣味・娯楽			D ボランティア		
C7 囲碁・将棋活動 (6,383) 囲碁／将棋	C8 デジタルゲーム活動 (41,201) スマートフォン・家庭用ゲーム機 などによるゲーム	C9 アウトドア活動 (24,185) 遊園地・動植物園・水族館 などの見物／ キャンプ	D1 福祉系ボランティア (6,138) 健康や医療サービス に関係した活動／ 高齢者／障害者／子供 を対象とした活動	D2 地域・社会系ボランティア (11,238) スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動／ まちづくり／安全な生活のための活動／ 自然や環境を守るための活動／ 災害に関係した活動／国際協力に関係した活動	

ボランティアについては、いずれの活動も実施率が低く、年間活動日数も少ないことがわかる。日常的にボランティア活動を行っている子どもは非常に限定的であることが推測される。

5. 子どもの生活行動の類型化

前章では、子どもの課外活動について、活動実施率と年間活動日数を内容ごとに明らかにした。両指標は内容によって大きく異なっていたが、実際には個人によって実施している活動やその頻度は大きく異なると考えられる。さらに、放課後や休日に様々な活動を積極的に行っている人、ほとんど何もせずに過ごしている人といったように、活動内容の多様性についても大幅な個人差が存在すると考えられる。本研究の目的を達成するためには、このような個人による生活行動の違いを把握し、その特徴を明らかにすることが求められる。

そこで本章では、前章で用いた 17 の活動分類をもとに個人の類型化を行った。分類方法を検討するにあたり、まず実施した活動の多様性や重複性を考慮し、活動種類数の

みを用いたモデル、年間活動日数のみを用いたモデル、および両者を変数として組み合わせたモデルを作成し、これらを Calinski-Harabasz 指数を用いて定量的に比較評価した。その結果、年間活動日数を標準化した k-means クラスタリングが最も高い指数を示し、抽出されたクラスターの解釈可能性も高かったため、本手法を採用した。クラスター数は、エルボー法による誤差平方和の評価結果をもとに、課外での過ごし方が異なると考えられる 9 類型に設定した。

クラスター分析の結果と、各クラスターのサンプルサイズは表 4 に示す通りであり、参考情報として拡大後人口を付記した。なお、拡大集計にあたっては総務省の人口推計²⁹を参照し、社基調が実施される月と同一である各年 10 月時点の年齢別推計人口を社基調の集計用乗率に重みづけを行うことで算出している。

各クラスターの活動種類数の分布は表 5 に示す通りであり、それぞれで重複の程度に差が見られることが確認できる。なお、本結果は類型ごとのサンプルサイズが大きい順に並び替えを行っている。それぞれのクラスターについて、年間活動日数に基づく得点の大きかった活動や、活動種類数の分布に基づき下記の通り命名を行った。

- 1) 類型Ⅰは全ての活動分類の得点が負の値を取り、全体の平均を下回っていることがわかる。活動種類数も他類型と比較して大幅に小さい傾向にあり、ほとんどの活動の実施が限定されると考えられるため、インアクティブ型と命名した。
- 2) 類型Ⅱは多くの活動分類で負の値をとるものの、デジタルゲーム活動で他の類型と比較して顕著に高い値を示していることから、ゲーム熱中型と命名した。
- 3) 類型Ⅲは球技系スポーツの得点が高他の類型より顕著に高いことから、球技系スポーツ型と命名した。
- 4) 類型Ⅳは伝統文化活動、読書活動、ボードゲーム活動といった主にインドアで実施される趣味・娯楽の得

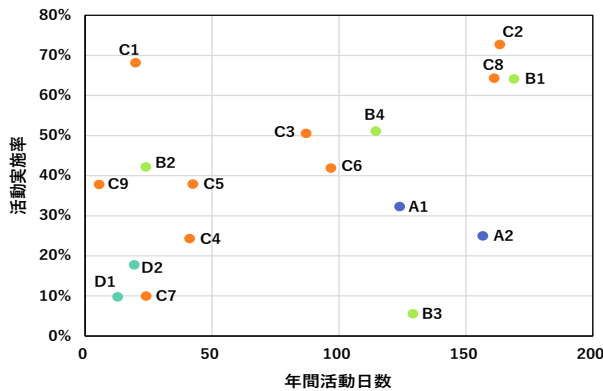


図-1 活動分類ごとの活動実施率と年間活動日数

表 4 クラスタ分析に基づく個人の類型化の結果

類型	A1	A2	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8	C9	D1	D2	サンプル サイズ	拡大後人口 (万人)
I インアクティブ型	-0.23	-0.27	-0.61	-0.17	-0.17	-0.24	-0.16	-0.39	-0.32	-0.10	-0.17	-0.37	-0.09	-0.68	-0.08	-0.07	-0.09	21,995	1,364.6
II ゲーム熱中型	-0.21	-0.24	0.01	-0.12	-0.16	0.00	-0.10	0.16	-0.31	-0.10	-0.10	-0.28	0.01	1.38	-0.01	-0.06	-0.08	13,434	858.2
III 球技系スポーツ型	-0.17	-0.28	1.34	-0.13	-0.16	0.10	0.10	0.00	-0.31	-0.13	-0.16	-0.31	-0.03	-0.47	-0.07	-0.05	-0.07	11,224	641.7
IV インドア娯楽型	-0.04	-0.03	-0.08	-0.06	-0.15	0.23	0.05	0.41	0.16	0.41	0.59	2.51	0.32	0.26	0.09	-0.02	-0.03	5,595	369.4
V 音楽・舞踏活動型	-0.05	0.39	-0.44	-0.11	-0.16	-0.03	0.09	0.43	2.64	0.25	0.21	0.04	-0.04	-0.08	0.05	-0.03	-0.05	4,822	318.8
VI 学習重視型	2.75	2.88	0.24	-0.07	-0.09	0.36	0.53	0.40	0.21	0.31	0.54	0.13	0.04	0.00	0.01	0.04	0.03	3,355	225.7
VII 武道重視型	-0.04	-0.12	-0.51	-0.02	5.69	0.01	-0.01	-0.01	-0.18	-0.10	-0.05	0.09	0.06	0.20	-0.03	-0.03	-0.03	1,681	95.0
VIII 多活動アウトドア型	0.46	0.39	0.46	5.79	-0.02	1.12	0.61	0.44	0.36	0.32	0.48	0.30	0.28	0.24	1.42	0.06	0.08	1,323	84.9
IX 多活動ボランティア型	1.06	1.16	0.63	0.51	0.04	0.72	0.76	0.42	0.56	0.41	0.48	0.31	0.03	0.13	0.13	6.12	8.81	466	25.9

太字：活動分類ごとの実施頻度が最大の類型

表 5 クラスタごとの活動種類数の構成割合

活動種類数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	平均値
I インアクティブ型	10.5%	9.3%	10.4%	10.2%	10.3%	9.7%	8.8%	8.4%	7.0%	5.4%	4.1%	2.7%	1.7%	0.9%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	4.0
II ゲーム熱中型	0.0%	1.4%	4.1%	6.6%	9.6%	11.5%	13.1%	13.0%	12.2%	10.2%	7.2%	5.1%	3.2%	1.5%	0.7%	0.3%	0.1%	0.0%	6.9
III 球技系スポーツ型	0.0%	5.7%	7.2%	8.7%	9.4%	10.7%	11.4%	11.1%	10.7%	8.5%	6.3%	4.6%	2.9%	1.7%	0.8%	0.2%	0.0%	0.0%	6.3
IV インドア娯楽型	0.0%	0.1%	0.9%	2.1%	3.8%	5.5%	8.8%	10.9%	12.3%	12.5%	12.4%	11.7%	8.6%	5.8%	2.9%	1.4%	0.4%	0.1%	8.9
V 音楽・舞踏活動型	0.0%	1.3%	1.8%	3.2%	5.7%	7.6%	9.3%	10.5%	11.6%	11.7%	10.9%	10.0%	7.8%	4.9%	2.6%	0.7%	0.2%	0.0%	8.3
VI 学習重視型	0.0%	0.1%	1.8%	3.3%	4.3%	6.7%	7.7%	8.5%	9.3%	10.4%	11.1%	11.6%	9.9%	7.8%	4.1%	2.5%	1.0%	0.1%	9.1
VII 武道重視型	0.0%	3.3%	4.5%	7.7%	8.2%	9.9%	10.1%	10.4%	10.2%	8.1%	7.2%	7.2%	5.1%	3.5%	2.2%	1.6%	0.8%	0.1%	7.3
VIII 多活動アウトドア型	0.0%	0.2%	0.8%	1.4%	2.5%	4.5%	6.7%	7.3%	11.8%	11.4%	11.9%	13.6%	11.8%	7.1%	5.9%	2.3%	0.8%	0.1%	9.6
IX 多活動ボランティア型	0.0%	0.2%	0.9%	1.1%	3.9%	3.6%	6.7%	5.6%	8.2%	8.4%	12.4%	11.6%	9.4%	11.4%	7.1%	7.5%	1.7%	0.4%	10.2

点が他の類型と比較して顕著に高いことから、インドア娯楽型と命名した。

- 5) 類型 V は音楽・舞踏活動の得点が他の類型と比較して顕著に高く、日常的にこれらの活動に多くの時間を割いていると考えられることから、音楽・舞踏活動型と命名した。
- 6) 類型 VI は学習・研究の得点が最も高く、自主的な学習活動に多くの時間を割いていると考えられるため、学習重視型と命名した。
- 7) 類型 VII は多くの活動分類で負の値をとるものの、武道系スポーツで他の類型と比較して顕著に高い値を示していることから、武道重視型と命名した。
- 8) 類型 VIII はレジャースポーツやアウトドア活動の得点が全類型の中で最も高いほか、活動種類数が 2 番目に高い類型であり、多様な活動を実施している人が多いと考えられることから、多活動アウトドア型と命名した。
- 9) 類型 IX はボランティアの得点が最も高い類型となっており、活動種類数が最も高い類型であり、多様な活動を実施している人が多いと考えられることから、多活動ボランティア型と命名した。

6. クラスターごとの人口分布

本章では、作成された 9 種類のクラスターに対し、その構成に基づいて人口分布を算出し、さらに経年変化を明らかにすることで、子どもの日常的な生活行動の全体的な傾向と経年的な推移を示す。そこで、まずは年度ごとに各クラスターに属する子どもの人口を推定する。前章で述べた拡大集計に基づき、年度別にクラスターごとの人口分布を推計した結果を図-2 に示す。また、2006 年を基準として各クラスターの存在割合の変化を示した結果を図-3 に示す。これらの図より、以下のことがわかる。

- 1) 本分析では全ての年度において、インアクティブ型の人口が最も多く、2006 年を除いてゲーム熱中型の人口が 2 番目に多い結果となった。これらの類型に属する子どもは活動種類数が比較的少ない傾向にあり、デジタルゲームを除くほとんどの活動の実施が限定される層だと考えられる。子どもの総人口が減少しているのにも関わらず、これらの類型に属する人口は経年的に増加していることがわかる。他方、多活動アウトドア型や多活動ボランティア型といった活動種類数が比較的多いクラスターでは、経年的に存在割合が減少している。
- 2) 2021 年で急激に存在割合が増加している類型として、学習重視型やゲーム熱中型が挙げられる。学習重視型については 2006 年から継続的に存在割合の増加していることがわかる。大学進学率や中学受験率の上昇を受けて受験競争の早期化が進んだことや、コロナ禍で自由時間が増加したことで、自主的な学習に多くの時間を割く子どもが急増した可能性が考えられる。他

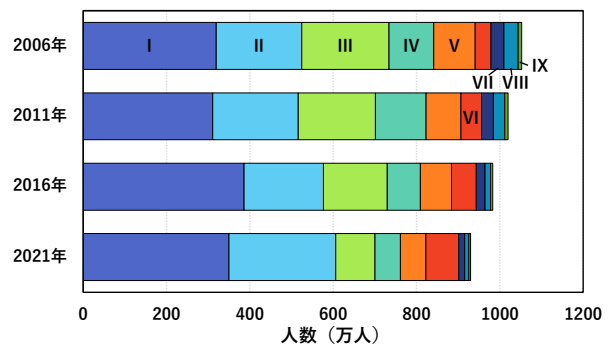


図-2 年度別クラスター別人口分布（拡大後）

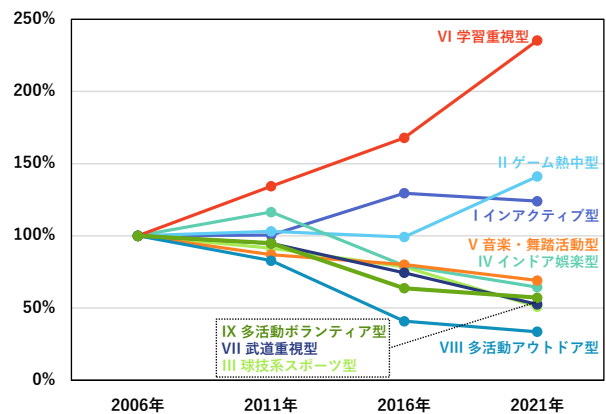


図-3 各クラスターの存在割合の 2006 年からの変化

方、コロナ禍で様々な活動が自粛される傾向にあったなかで、日常的にゲームに多くの時間を費やす子どもも多くなったと考えられる。

- 3) 1)2)で挙げた類型を除く全ての類型で経年的に存在割合が減少していることがわかる。すなわち、スポーツや音楽・舞踏等の趣味といった活動に時間を費やす子どもや、多様な活動を実施する子どもの人口が減少し続けていることが推測される。以上より、このような活動に専念する子どもは急速に減り続けている一方、日常的にあまり活動を実施しない子どもは少子化に反して増えている実態にあることが推察される。

7. クラスターごとにみる子どもの属性的特徴

前章では、生活行動のクラスターごとの人口分布を把握することで、課外での過ごし方の特徴による人口の構成や、その経年変化を明らかにした。一方で、既に述べたように子どもの体験格差の存在がかねてより指摘されており、家庭の経済的状況や居住地域等の属性的特徴が様々な課外活動の実施に影響を与え、日常的な生活行動の差を生じていると考えられる。そこで本章では、それぞれのクラスターに属する子どもの傾向について、複合的要因を考慮しながら個人・世帯属性による影響を明らかにする。

ここではクラスターごとに、その類型に属する場合を 1、そうでない場合を 0 とする二項ロジスティック回帰分析を行う。説明変数として、基本属性である性別、所属（小学校・中学校・高校）に加え、既存調査³⁾より差の存

在が予想される世帯構成および年収、さらにこれまで着目されてこなかった全国横断的な地域差の存在を把握するため、居住する都市の人口規模（都市階級）を投入した。また、コロナ流行下であった2021年をはじめとして調査年度によって生活行動に変化が生じていると考えられることから、ここでは年度による影響をコントロールするため、説明変数として追加した。

なお、使用した変数について、説明変数間の相関係数の絶対値は高々0.2であり、すべてのモデルで多重共線性の問題が生じないことを確認した。さらに、都市計画分野における同様の手法を用いた既存研究²⁹⁾を参考に、尤度比検定を行った結果、モデルⅠ～Ⅷはいずれも1%水準で、モデルⅨは5%水準で有意であった。これにより、すべてのモデルにおいて適合度が統計的に有意に向上し、モデル全体として統計的に妥当であることが示された。分析結果は表-6に示す通りである。これらの結果より、以下のことがわかる。

- 1) 年度ダミーのオッズ比に着目すると、前章でも示されたように、2006年から2021年にかけてインアクティブ型や学習重視型で高くなる傾向が見られ、ゲーム熱中型は2021年で特に高い傾向にある。一方で、その他のクラスターでは2006年から2021年にかけて低くなる傾向が見られる。
- 2) 所属する学校のオッズ比に着目すると、インアクティブ型やゲーム熱中型では小学生に対して中高生で低いのにに対し、球技系スポーツ型や音楽・舞踏活動型、学習重視型では高くなっていることがわかる。一般的に中高生は部活動や入試対策などで日常的にこれらの活動を実施している人が多く、その反面課外活動をあまり実施しない人は比較的少ないと考えられる。
- 3) 世帯構成のオッズ比に着目すると、夫婦＋子ども＋両親の三世帯世帯では、球技系スポーツ型や武道重視型で高く、日常的にスポーツに取り組んでいる人が多いと考えられる。一方で、母子家庭はこれらのクラスターや、学習重視型が低い傾向にあり、その反面ゲーム熱中型で高い。また父子家庭では有意になったクラスターが少ないものの、インアクティブ型で高い傾向が見られた。以上より、ひとり親世帯では全体的に課外活動の機会が制限される傾向にある可能性が考えられる。
- 4) 三世帯で居住する子どもはインアクティブ型やゲーム熱中型で高い傾向が見られる。また、父子家庭や母子家庭といったひとり親世帯では学習重視型で低くなり、学校外で学習に時間を費やす機会が制限される傾向にある可能性が考えられる。その反面、父子家庭で球技系スポーツ型や武道重視型で高く、日常的にスポーツに取り組んでいる人が多いと考えられる。
- 5) 世帯年収のオッズ比に着目すると、ゲーム熱中型、球技系スポーツ型、インドア娯楽型、音楽・舞踏活動型では300万円未満世帯に対して他の年収区分で高い結

表-6 クラスターごとの二項ロジスティック回帰分析結果

変数		Ⅰ インアクティブ型		Ⅱ ゲーム熱中型		Ⅲ 球技系スポーツ型	
		オッズ比(95%信頼区間)		オッズ比(95%信頼区間)		オッズ比(95%信頼区間)	
調査年度	2006年	base		base		base	
	2011年	1.04 (0.99-1.09)		1.04 (0.98-1.09)		0.89 (0.84-0.94) **	
	2016年	1.64 (1.57-1.72) **		0.96 (0.91-1.01)		0.71 (0.67-0.75) **	
	2021年	1.55 (1.48-1.63) **		1.59 (1.51-1.68) **		0.47 (0.44-0.51) **	
所属	小学	base		base		base	
	中学	0.50 (0.48-0.52) **		0.65 (0.62-0.68) **		2.96 (2.80-3.13) **	
	高校	0.93 (0.90-0.97) **		0.60 (0.57-0.63) **		1.62 (1.52-1.72) **	
性別	男性	base		base		base	
	女性	1.63 (1.58-1.69) **		0.33 (0.32-0.35) **		0.63 (0.60-0.66) **	
世帯構成	夫婦＋子ども	base		base		base	
	夫婦＋子ども＋両親	1.03 (0.97-1.09)		0.99 (0.92-1.06)		1.13 (1.05-1.21) **	
	夫婦＋子ども＋ひとり親	1.03 (0.97-1.09)		1.08 (1.00-1.15) *		1.06 (0.99-1.14)	
	父子世帯	1.32 (1.09-1.60) **		0.97 (0.77-1.23)		0.86 (0.66-1.11)	
	母子世帯	1.01 (0.94-1.10)		1.24 (1.13-1.36) **		0.87 (0.78-0.96) **	
世帯年収	300万円未満	base		base		base	
	300万円～600万円未満	0.81 (0.77-0.86) **		1.22 (1.14-1.30) **		1.03 (0.96-1.11)	
	600万円～1000万円未満	0.66 (0.62-0.69) **		1.22 (1.14-1.31) **		1.14 (1.06-1.22) **	
	1000万円以上	0.62 (0.58-0.66) **		1.10 (1.02-1.19) *		1.13 (1.05-1.23) **	
都市階級	政令指定都市	base		base		base	
	15万人以上都市	1.01 (0.95-1.08)		1.02 (0.95-1.09)		1.11 (1.02-1.20) *	
	5万人以上15万人未満都市	1.07 (1.00-1.14) .		0.94 (0.87-1.01)		1.25 (1.15-1.35) **	
	5万人未満都市	1.00 (0.93-1.08)		0.92 (0.84-1.00) .		1.36 (1.24-1.50) **	
	町村	1.00 (0.93-1.07)		0.97 (0.89-1.05)		1.33 (1.21-1.46) **	
定数項		0.55 **		0.44 **		0.14 **	
尤度比検定統計量		3109.49 **		3848.01 **		2859.85 **	

変数		Ⅳ インドア娯楽型		Ⅴ 音楽・舞踏活動型		Ⅵ 学習重視型	
		オッズ比(95%信頼区間)		オッズ比(95%信頼区間)		オッズ比(95%信頼区間)	
調査年度	2006年	base		base		base	
	2011年	1.12 (1.05-1.21) **		0.84 (0.77-0.91) **		1.29 (1.16-1.44) **	
	2016年	0.73 (0.68-0.79) **		0.74 (0.68-0.80) **		1.51 (1.36-1.68) **	
	2021年	0.54 (0.50-0.59) **		0.58 (0.53-0.64) **		2.13 (1.92-2.36) **	
所属	小学	base		base		base	
	中学	0.98 (0.92-1.05)		1.37 (1.27-1.48) **		3.04 (2.70-3.43) **	
	高校	0.65 (0.60-0.70) **		1.24 (1.15-1.34) **		4.41 (3.92-4.96) **	
性別	男性	base		base		base	
	女性	1.74 (1.65-1.85) **		4.53 (4.22-4.87) **		1.43 (1.33-1.54) **	
世帯構成	夫婦＋子ども	base		base		base	
	夫婦＋子ども＋両親	0.87 (0.79-0.97) **		0.92 (0.83-1.03)		0.84 (0.73-0.96) *	
	夫婦＋子ども＋ひとり親	0.92 (0.83-1.02) .		0.90 (0.81-1.01) .		0.84 (0.73-0.96) *	
	父子世帯	0.61 (0.39-0.94) *		0.78 (0.51-1.20)		1.03 (0.69-1.54)	
	母子世帯	0.99 (0.86-1.14)		1.03 (0.88-1.20)		0.80 (0.67-0.96) *	
世帯年収	300万円未満	base		base		base	
	300万円～600万円未満	1.04 (0.94-1.14)		1.23 (1.10-1.37) **		0.97 (0.86-1.10)	
	600万円～1000万円未満	1.30 (1.18-1.43) **		1.48 (1.32-1.65) **		0.99 (0.88-1.11)	
	1000万円以上	1.46 (1.31-1.63) **		1.81 (1.60-2.04) **		1.14 (1.00-1.30) .	
都市階級	政令指定都市	base		base		base	
	15万人以上都市	0.90 (0.82-0.99) *		0.90 (0.81-1.00) *		0.86 (0.76-0.97) *	
	5万人以上15万人未満都市	0.83 (0.75-0.91) **		0.79 (0.71-0.88) **		0.81 (0.72-0.92) **	
	5万人未満都市	0.79 (0.70-0.89) **		0.79 (0.70-0.90) **		0.87 (0.75-1.02) .	
	町村	0.83 (0.74-0.94) **		0.74 (0.65-0.84) **		0.84 (0.73-0.98) *	
定数項		0.10 **		0.03 **		0.01 **	
尤度比検定統計量		1012.64 **		2460.76 **		1199.15 **	

変数		Ⅶ 武道重視型		Ⅷ 多活動アウトドア型		Ⅸ 多活動ボランティア型	
		オッズ比(95%信頼区間)		オッズ比(95%信頼区間)		オッズ比(95%信頼区間)	
調査年度	2006年	base		base		base	
	2011年	0.98 (0.87-1.11)		0.93 (0.82-1.07)		0.97 (0.77-1.24)	
	2016年	0.83 (0.73-0.94) **		0.50 (0.43-0.58) **		0.66 (0.51-0.86) **	
	2021年	0.53 (0.46-0.62) **		0.41 (0.34-0.49) **		0.85 (0.66-1.10)	
所属	小学	base		base		base	
	中学	1.56 (1.39-1.76) **		1.12 (0.96-1.29)		1.32 (1.05-1.67) *	
	高校	0.84 (0.74-0.96) *		1.52 (1.32-1.75) **		1.14 (0.89-1.45)	
性別	男性	base		base		base	
	女性	0.41 (0.37-0.46) **		0.68 (0.60-0.75) **		1.25 (1.04-1.49) *	
世帯構成	夫婦＋子ども	base		base		base	
	夫婦＋子ども＋両親	1.29 (1.11-1.52) **		0.85 (0.69-1.04)		0.85 (0.60-1.20)	
	夫婦＋子ども＋ひとり親	1.10 (0.93-1.30)		0.82 (0.67-1.00) .		0.79 (0.56-1.12)	
	父子世帯	0.79 (0.42-1.50)		1.39 (0.79-2.43)		1.20 (0.45-3.25)	
	母子世帯	0.75 (0.58-0.97) *		0.93 (0.71-1.22)		1.01 (0.64-1.57)	
世帯年収	300万円未満	base		base		base	
	300万円～600万円未満	0.95 (0.81-1.11)		1.00 (0.84-1.21)		1.20 (0.88-1.64)	
	600万円～1000万円未満	0.96 (0.82-1.13)		1.04 (0.87-1.25)		1.13 (0.83-1.55)	
	1000万円以上	0.78 (0.64-0.95) *		1.18 (0.96-1.45)		0.97 (0.67-1.42)	
都市階級	政令指定都市	base		base		base	
	15万人以上都市	1.47 (1.18-1.83) **		0.95 (0.78-1.16)		1.17 (0.81-1.69)	
	5万人以上15万人未満都市	1.58 (1.27-1.97) **		0.99 (0.81-1.21)		1.19 (0.82-1.73)	
	5万人未満都市	1.85 (1.46-2.36) **		0.87 (0.68-1.12)		1.38 (0.90-2.10)	
	町村	1.68 (1.32-2.13) **		0.90 (0.71-1.14)		1.52 (1.01-2.28) *	
定数項		0.03 **		0.03 **		0.01 **	
尤度比検定統計量		561.16 **		267.45 **		33.33 **	

果となった。また、インアクティブ型では年収が高い区分ほどオッズ比が顕著に低くなることが示された。すなわち、低所得世帯では球技系スポーツや趣味・娯楽に時間を費やす子どもが少ない反面、あまり活動をしていない子どもが多く存在することが示唆される。

- 6) 都市階級のオッズ比に着目すると、政令指定都市に対してその他の区分で球技系スポーツ型や武道重視型で低く、インドア娯楽型、音楽・舞踏活動型、学習重視型では高い傾向が見られる。すなわち、規模の小さい都市や町村部ほどスポーツに時間を費やす人が多くなり、反対にデジタルの活動を除く趣味・娯楽に時間を費やしている子どもは大都市に居住しているほど多くなると考えられる。このような実態の背景には、規模の小さい自治体ほど人口当たりのスポーツ施設が充実しており²⁴⁾、地方部ほど環境が充実している傾向にあることが要因として考えられる。

8. おわりに

本研究では、子どもの課外活動の実施状況を網羅的かつ経年的に把握を行った。以下に成果をまとめる。

- 1) 17 種類の活動分類を用いて、「子どもが放課後や休日にどのような活動をどれだけ実施しているか」について、全国を対象に実施された生活行動調査を用いて把握を行った。その結果、活動の種類によって子どもの実施率や年間実施日数には大きな差があることが示された。その中で、活動単体だけでなく、アウトドアやボランティア志向のある子どもは他の多様な活動も併せて行う傾向にあるといった、特徴的な生活行動のパターンも確認された。本分析を通して、これまで局所的・断片的にしか捉えられてこなかった子どもの課外活動の実態について、全国を俯瞰して捉えることが可能となった。
- 2) 生活行動パターンの異なるクラスターを抽出し、構成割合の経年変化を分析することで、「子どもの課外での過ごし方がどのように変化しているか」という視点も明らかになった。その結果、子どもの生活行動の全体的な傾向として、ほとんどの活動の実施が限定される子どもが経年的に増加していることが示された。すなわち、活動の有無や頻度だけでなく、「活動しないこと」そのものが子どもの生活行動として定着しつつあるという、新たな構造変化が映し出されたと言える。近年の調査では、子どもが「家でゆっくり過ごす」ことを望む傾向が強まっていることが報告されており²⁵⁾、こうした傾向は、子ども自身が体験につながる活動を自発的に回避するような生活行動の変化として捉えられる。単に子どもに活動機会を提供するだけでなく、それぞれの関心や好奇心を引き出し、「やってみたい」という内的動機づけを促すために、子ども自身が複数の活動の中から興味のあるものを自由に選べるような放課後プログラム等の構築が重要であると考えられる。

- 3) 一方で、生活行動パターンごとに子どもの属性的特徴には明確な違いがみられ、小規模自治体に居住するほど、様々な趣味・娯楽に多くの時間を費やす子どもが少ない傾向にあることが示された。この背景には、小規模自治体においては生活関連サービスや学習支援施設等が地域内に十分に存在しないという状況がある²⁶⁾ことが推測される。その反面、大都市においては施設自体は一定程度整備されているものの、人口当たりのスポーツ施設の整備状況は地方部の方が充実していることが示されており²⁴⁾、必ずしも子どもが自由に活動できる環境が十分に確保されているとはいいきれない。実際に本研究でも、政令指定都市に居住する子どもはスポーツに多くの時間を費やす傾向が他地域よりも弱いことが確認された。例えばドイツ・ベルリンでは、各地区において子どもの遊び場面積に関する人口当たりの量的基準を設定し、地域間で格差のない空間整備を推進している²⁷⁾。このような先行事例に学びつつ、我が国においても、地域にかかわらずすべての子どもが多様な活動にアクセスできるよう、活動空間の整備や近接性の確保を図ることが求められる。
- 4) また、地域差にとどまらず、所得や世帯構成といった社会的属性による差も顕著であった。ロジスティック回帰分析の結果、低所得世帯や父子家庭ではインアクティブ型のオッズ比が高く、他の条件を統制しても、これらの家庭に属する子どもではほとんどの活動を実施しない生活行動が多く見られることが示唆された。さらに、低所得世帯ではスポーツや趣味・娯楽に時間を割く子どもが少ないこと、母子家庭では自主的な学習に多くの時間を費やす子どもが少ない傾向にあることも確認された。このように、社会的属性によって子どもの生活行動に明確な傾向の違いが生じており、体験格差が構造的に存在することが示された点は、本研究の政策的有用性を裏付ける成果である。すべての子どもが多様な活動を経験できる社会の実現に向けて、経済的状況にかかわらず芸術・文化・スポーツ等に触れる機会を保障するための支援体制の強化に加え、無償または低廉で利用可能な活動空間を地域内に確保することといった都市施策も一定の意義を持つと考えられる。

なお、本研究では子どもの課外活動を網羅的に把握した上で個人の類型化を行ったが、同一類型内でも活動内容や頻度に個人によるばらつきがあることには留意が必要である。また、子どもが活動を実施したくてもできないのか、あるいは自分の意志で活動しないのかという意識については本研究からは把握できていない。このような心理的側面を把握することや、活動を支える施設や人的資源の実態を明らかにすることが、今後の課題として挙げられる。

<謝辞>

本論文の作成にあたり、JSPS 科学研究費(23K26217)の助成およびトヨタ自動車(株)と筑波大学の共同研究拠点である未来社会工学開発研究センター(F-MIRAI)の支援を受けた。記して謝意を表する。

【参考文献】

- 1) 株式会社浜銀総合研究所：青少年の体験活動の推進に関する調査研究，https://www.mext.go.jp/content/20210908-mxt_chisui01-100003338_2.pdf（最終閲覧 2025 年 4 月 10 日）
- 2) 文部科学省：教育振興基本計画，https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_sosetsk02-100000597_01.pdf（最終閲覧 2025 年 4 月 10 日）
- 3) ベネッセ教育総合研究所：学校外教育活動に関する調査，https://benesse.jp/berd/up_images/research/2017_Gakko_gai_tyosa_web.pdf，2017。（最終閲覧 2025 年 4 月 10 日）
- 4) 鈴木貴大：中学生・高校生の学校運動部活動の活動実態—新型コロナウイルスの影響—，子ども・青少年のスポーツライフ・データ 2021，pp.47-52，2022。
- 5) 兵頭泰三，金子照基，曾我雅比呂，上田学，田中耕二郎，久下栄志郎，国祐道広，清水俊彦，堀内孜，小森健吉，村田翼夫，吉田嘉高，小川英子，淀川雅也：学校と学校外教育機関の役割分担についての実態的理論的調査研究，教育行政研究，Vol.8，1980。
- 6) 松岡亮二：学校外教育活動参加における世帯収入の役割—縦断的経済資本研究—，教育社会学研究，Vol.98，pp.155-175，2016。
- 7) Takahiro Naito, Ruriko Kaneko：Differences in Time Use and Leisure Activities by Income Level: Findings from the 2021 Survey on Time Use and Leisure Activities in Japan, International Association for Time Use Research 46th Conference, 2024。
- 8) 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン：子どもの「体験格差」実態調査最終報告書，https://cfc.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/cfc_taiken_report2307.pdf，2022。
- 9) 佐藤哲康・生駒忍・蓮見元子・北原靖子・川嶋健太郎：小学生の放課後の過ごし方に関する研究，川村学園女子大学研究紀要，Vol.26，No.1，pp.139-146，2015。
- 10) 猿渡智衛：地域における子どもの放課後の居場所づくりに関する基礎調査 I—神奈川県における全県調査結果をもとに，弘前大学大学院地域社会研究科年報，Vol.12，pp.37-55，2016。
- 11) 西川知子・小伊藤亜希子・上野勝代・奥野修・片方信也・室崎生子：地域生活における子どもの居場所—大阪市都心部の小学校 3 校区の調査から—，生活科学研究誌，Vol.2，pp.85-94，2003。
- 12) 近藤樹理，山田あすか，松本真澄，上野淳：多摩ニュータウンにおけるこどもの屋外活動に関する研究，日本建築学会系論文集，Vol.73，No.628，pp.1251-1258，2008。
- 13) 島田貴仁，齊藤知範，雨宮護，菊池城治，畑倫子，原田豊：GPS による小学生児童の日常行動の測定—兵庫県神戸市の公立小学校を例にして—，GIS—理論と応用，Vol.18，No.2，pp.85-91，2010。
- 14) 栗原知子・熊澤栄二：地方都市部における小学生の遊びに関する調査研究(4) 福井県福井市小学校の地区特性別の特徴，日本建築学会学術講演梗概集，2018。
- 15) 斎尾直子・長谷夏哉：都市における児童の居場所づくりの多様化と安全安心—豊かな空間確保両立についての考察—こども達の放課後の居場所づくりに関する研究—，日本建築学会計画系論文集，Vol.614，pp.33-39，2007。
- 16) 中島喜代子・吉川静香・山中章子：中高校生の居場所形成のための公共施設利用促進に関する研究，三重大学教育学部研究紀要（社会科学），Vol.62，pp.75-86，2010。
- 17) 梅田堅司：大都市における児童の居場所の変遷と実態—大阪市の放課後事業を事例として—，空間・社会・地理思想，Vol.20，pp.15-55，2017。
- 18) 小玉知慶・柳井重人：首都圏近郊都市における「子どもの遊び場」整備に係る制度運用の実態と課題，都市計画論文集，Vol.58，No.3，pp.1478-1484，2023。
- 19) 許欣，谷口綾子，石神孝裕：日本の子どもの交通行動の現状と経年変化，土木計画学・講演集，Vol.51，2015。
- 20) 中村和之，金田陸幸，田中宏樹：学校外教育機会の格差—Kakwani 係数を用いた有償の学習機会の不平等度の計測—，富山大学経済学部ワーキングペーパー，No.350，pp.1-55，2023。
- 21) 総務省：社会生活基本調査，<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/gaiyou.html>（最終閲覧 2025 年 3 月 28 日）
- 22) 総務省：人口推計，<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index2.html>（最終閲覧 2025 年 3 月 28 日）
- 23) ウォルシュ禅・新雄太・白石智之・和田佳祐・石崎竜馬・小泉秀樹：農住混在地域における農地の利用状況や隣接環境および農地所有者属性と営農意向の関係性—長野県小布施町都住地区を対象とした分析—，都市計画論文集，Vol.59，No.3，pp.1399-1406，2024。
- 24) アビームコンサルティング株式会社：スポーツ施設に関する調査研究 報告書，https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/a_menu/sports/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2016/09/01/1376705_004.pdf（最終閲覧 2025 年 3 月 29 日）
- 25) 国立青少年教育振興機構：青少年の体験活動等に関する意識調査，https://www.niye.go.jp/wp-content/uploads/2024/05/gaiyou_R4jiritsu.pdf（最終閲覧 2025 年 4 月 2 日）
- 26) 国土交通省：サービス施設の立地する確率が 50%及び 80%となる自治体の人口規模，<https://www.mlit.go.jp/common/001042019.pdf>（最終閲覧 2025 年 7 月 30 日）
- 27) Berlin, Senate Department for Urban Mobility, Transport, Climate Action and the Environment: Supply with Public Playground Space, <https://www.berlin.de/sen/uvk/en/nature-and-green/urban-green-space/children-s-playgrounds/supply-with-public-playground-space/>（最終閲覧 2025 年 8 月 3 日）

デンマーク計画法 2017 年改正で導入されたコンバージョンビレッジ制度の課題と効果の検証

コンバージョンビレッジ指定 3 地区の指定後の動向からみて

Verification of the Issues and Effects of the Conversion Village System Introduced by the 2017 Revision of the Danish Planning Act

Based on Behavior Following the Designation of Three Districts Designated as Conversion Village

鶴田佳子*・小塚遥仁**

Yoshiko Tsuruta*, Haruto Kozuka**

This study researched the districts operating the *Conversion Village* system, introduced in the Danish Planning Act to create attractive residential areas in rural zones.

The research found that in the case of development type, the regulations limiting the scale of development did not match the district's development vision, and the *Conversion Village* designation was cancelled.

In the case of environmental conservation type, while development was restricted by the *framework* designation equivalent to the land use zoning, the system was used as a method to realize the development vision for the district by formulating a local plan to achieve the development vision. However, we point out the problem of area designation, as it has become more limited than the original vision.

Keywords: Conversion Village, Rural Zone, Development Permission, Danish Planning Act, Municipal Plan

コンバージョンビレッジ, 農村地域, 開発許可, デンマーク計画法, コムーネプラン

1. 研究の背景と目的

人口減少時代の到来に対し、コンパクト＋ネットワークの空間構造を全国土に展開する「国土のグランドデザイン 2050」¹⁾が 2013 年に示され、集約化する拠点は都市域のみでなく中山間地域等についても必要性が指摘されている。こうして基幹となる集落に地域活動の場などを集約・確保する「小さな拠点」の形成が推進されている。そして、それに対応した土地利用制度としては、2015 年に「小さな拠点」形成を促進するため「地域再生土地利用計画制度」が創設され、農振除外や農地転用許可の手続きが円滑化される農地法・農振法の例外措置を活用できるようになった。しかし、現在までに「地域再生土地利用計画」が策定された実績はない²⁾。

それに対し、フィンガープランに代表される厳しい土地利用規制を行ってきたデンマークにおいて、農村地域¹⁾の持続性に必要な新たな開発機会を含めたコンバージョンビレッジ(*omdannelseslandsbyer / conversion village*, 以下 CV)制度が導入されている³⁾。こうした土地利用規制の緩和には、欧州において 1990 年代以降、経済的繁栄、環境の質、社会的平等を国土全体でバランスよく促進する観点から、空間計画の考え方が規制的アプローチから戦略的計画へと転換⁴⁾したことが背景にある。

CV 制度に関する既往研究としては、制度導入後の制度の紹介⁵⁾の他、CV 指定が 4 年に 2 地区に限定され、課題を抱えた多くの農村集落に対応できないこと⁶⁾や従来の制度を不必要に複雑化した制度に過ぎない点⁷⁾が指摘されている。しかし、何れも創設された制度への問題提起であり、運用実態からの評価は行っていない。

一方、運用実態に関する研究として、文献 8) では地方主要 4 都市周辺の人口減少が進む農村地域では、農村開発

を行うためのツールとして CV は使用されておらず、都市縁辺地域で活用できる制度ではないかと考察している⁸⁾。しかし、ツールとして使用されていない理由や具体的な制度内容には触れていない。また、文献 9) は運用事例より CV 制度が夏季住宅地域¹⁾を対象としないことに言及するもので、一般的な農村集落を対象としたものではない⁹⁾。それに対し、文献 10) では、農村集落を対象とする CV 指定 3 地区の運用実態を分析対象としている。そして、CV 制度は、今後、日本においても都市域以外での集約化する拠点形成等の土地利用を考えるにあたって、集落持続に必要な開発を許容しつつ、過度な開発を抑制する方策として示唆を与えてくれる制度であると考察している¹⁰⁾。しかし、制度創設間もない調査分析であり、CV 指定がその後の土地利用に与えた影響や、各地区の開発方針・計画の実現や集落持続性に寄与しているかの検証には至っていない。

そこで、本研究ではこれまでに指定された 9 市 13 地区の CV のうち、最も初期に指定された 3 地区の指定後の開発許可の動向と CV 指定自治体における CV 制度に対する評価と指定後の対応を把握することで、制度の課題と効果を検証することを目的とする。

2. 研究方法

1) 計画法に基づいて策定される空間計画に関する計画等は、計画農村地域庁が管理する *Plandata.dk*¹¹⁾ においてデジタルで公開することが計画法で義務付けられており(計画法 § 54b)¹²⁾、市民や関係当局が閲覧可能な公文書として利用されている。本研究では、*Plandata.dk*¹¹⁾ 掲載の計画法 § 35 に基づき市が作成・発行する開発許可書より、CV 地区内およびその周辺地域(CV 境界線から 2km の範囲)¹²⁾における農村地域の開発許可¹³⁾の実態を把握する。なお、調査対

* 正会員 岐阜工業高等専門学校建築学科 (National Institute of Technology, Gifu collage)

** 学生会員 岐阜工業高等専門学校専攻科先端融合開発専攻 (National Institute of Technology, Gifu collage)

象は、最も初期に指定された文献 10) の調査対象の CV 指定 3 地区(①Skåstrup 地区(Nordfyns 市,2017 年指定)、②Tørsbøl 地区(Sønderborg 市,2017 年指定)および③Ny Stenderup 地区(Faaborg-Midtfyn 市,2019 年指定))とし、CV 指定後にあたる過去 5 年分 (2019 年 7 月~2024 年 7 月)の開発許可を分析対象とした⁽⁴⁾。そして、各市の空間計画のマスタープランであるコムーネプラン記載の CV 指定目的に沿った開発が CV 地区内に誘導されているかを考察する。

2) CV 指定 3 地区のうち、開発型運用及び環境保全型運用と見做せる運用事例から各 1 地区を調査対象とし⁽⁵⁾、当該地区が存する市に加え CV 指定背景に関与した住民組織も調査対象とした。具体的には、Ny Stenderup 地区の住民組織はコムーネプランに記載される CV の指定目的のベースとなったアクションプラン「Landskabsbyen NY Stenderup handleplan」¹³⁾を市と協働で作成した組織「Ny Stenderup Neighbourhood Association」である。また、Tørsbøl 地区の住民組織は、Sønderborg 市独自の住民参画制度である「スナボーモデル」の基礎となる住民組織「農村ギルド(landsbylaug)」の一つに数えられる「Kværs, Tørsbøl og Snurum 農村ギルド」である。各農村ギルドが作成する地域開発計画はコムーネプランに反映され、農村地域での開発は住民参画のプロセスを保证するスナボーモデルの枠組みの中で行われるとされている^(6) 10)。

なお、インタビュー調査は、事前に質問項目を伝えておき、回答に応じて質問内容を柔軟に対応させる半構造化インタビュー^{(7) (8) (9)}で行い、CV 指定自治体における CV 制度に対する評価と指定後の対応を把握する。

3. デンマーク土地利用制度の概要

デンマークの空間計画の基本法である計画法(Planloven)の 2007 年改正⁽¹⁰⁾により、それまで郡が担っていた農村地域を含め、市が都市地域・農村地域両方の計画を担当することとなった。そして、市作成の空間計画のマスタープランであるコムーネプランが土地利用の中心的な計画としての役割を担っている³⁾。

デンマークの土地利用制度の枠組みとして、計画法 § 34 によってデンマーク国土は都市開発や公共目的のために指定される都市地域(byzone)、夏季利用の住宅地域として指定される夏季住宅地域(sommerhusområde)、上記 2 つ以外の農村地域(landzone)の 3 つのゾーンに分割されている¹²⁾。

国土全体のうち都市地域が 6.3%、農村地域が 92.4%を占める¹⁴⁾。これらのゾーン区分はコムーネプランによって定められるが、市が策定するローカルプランによって、農村地域から都市地域や夏季住宅地域へ転換できる(計画法 § 15(2)1)¹²⁾。一方で、ローカルプラン策定後もそのまま農村地域に留まる選択肢もあり、積極的な開発は行わず、集落の景観保全や文化的歴史的価値の保護のための開発規制を目的とする「農村地域のローカルプラン」として一般的なローカルプランとは区別されている¹⁰⁾。なお、農村地域で指定される CV 内においてもローカルプランは策定可能であるが、その場合は「農村地域のローカルプラン」に該当する。また、ローカルプランでは建築物の用途や形態規制を定めるが、策定には併せて日本の用途地域に相当するフレームワークを指定し、その内容をコムーネプランに定める必要がある¹⁰⁾。

4. CV 制度の概要

2017 年計画法改正により、農村地域の開発許可について、空き家や廃校となった校舎等の増加や農業形態の大規模化に対応して、使用されていないすべての用途の建築物の活用や新たな農業生産施設の建築を可能とする規制緩和が行われた。併せて、農村地域の新規開発の機会として、魅力的な居住地を創出するための CV 制度が創設され、その後、2019 年計画法改正でコムーネプランへの記載が義務づけられた「農村地域と集落に関する戦略的計画」に基づいて CV は指定されることとなった³⁾。

CV は開発志向のローカルプランとは一線を画する制度として、大規模開発が必要な集落を対象とせず、農地を保全しつつ人口・産業の維持にとって最小限の開発を認める持続可能な集落を目指した制度として創設されている³⁾。そのため制度創設時には CV は人口減少集落での指定に限定されていた。しかし、運用事例が伸び悩む中¹⁵⁾、2023 年計画法改正で「人口減少地域または人口減少のない地域」(計画法 § 11a(1) 22))が追加され、人口減少集落の条件を外している¹²⁾。

また、コムーネプランで定める日本の用途地域に相当するフレームワークについては、ローカルプラン策定には併せて指定する必要があるが、CV 指定には必須でなく、長期的にみて発展の余地を含む際は、フレームワークを指定する場合があるとしている¹⁶⁾。



図 1 Skåstrup 地区のフレームワーク
文献 10) 掲載図に著者加筆

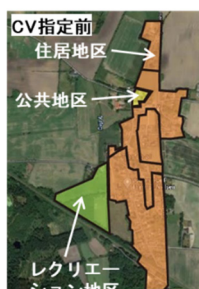


図 2 Tørsbøl 地区のフレームワーク
文献 10) 掲載図に著者加筆



図 3 Ny Stenderup 地区のフレームワーク
文献 10) 掲載図に著者加筆

項目	CV指定後
プラン名	Ny Stenderup集落
地区名	農業地区
ゾーン区	農村地域
最大高さ	8.5m
区画の細分化	最小区画サイズ:700㎡
その他	業務系建築物は既存の業務系建築物に隣接して建設可能
その他	既存の建物に関連していない新たな建設が行われる前に、CVにローカルプランを準備する必要がある。 ローカルプランは、アクションプランに基づき、景観、植栽、建物規制、外観への配慮を規定する必要がある。既存の建物に関連していない建物を建築可能にする必要がある。

5. 調査対象 CV 指定 3 地区の概要

調査対象の①Skåstrup 地区、②Tørsbøl 地区および③Ny Stenderup 地区の CV 指定背景を見ると、①は地区周辺の夏季住宅地域を支える地域として、住宅、飲食店や小規模店舗建設の促進、②は多様な自然を持つ魅力を活かした高齢者や多世代居住のための住宅建設といった、何れも地域特性を踏まえた開発機会創出を目的とした開発型運用である。一方③は群島、キャンプ、乗馬等様々な体験のできる自然が豊富に存在する Faaborg-Midtfyn 市に位置しており、移住・定住機会の創出に加え、自然景観保全や 2017 年計画法改正で緩和された農村地域の開発抑制を目的とした環境保全型運用である¹⁰⁾。3 地区の CV 指定前後のフレームワークを見ると、①は住居業務混合地区のままで 2.5ha 拡大(図 1)、②は住居地区から住居業務混合地区へ変更・拡大(図 2)に対し、③は業務地区・住居業務混合地区から農業地区に変更・拡大し、既存建築物と関連しない新たな建設が行われる場合はローカルプラン策定を義務づけている(図 3)¹⁰⁾。

また、②Tørsbøl 地区については、住民組織「Kværs, Tørsbøl og Snurum 農村ギルド」が作成した地域開発計画¹⁷⁾に推奨される行動の一つとして記載されている「Kværs と Tørsbøl の道路沿いに高齢者および公共住宅の建設」と前述の CV 指定目的が合致している。③Ny Stenderup 地区についても同様に、「魅力を失った Ny Stenderup 通り沿いを中心とした集落から、Ny Stenderup の美しい自然を生かした景観都市」を目的として掲げる市と住民組織「Ny Stenderup Neighbourhood Association」が協働で作成したアクションプラン¹³⁾が CV 指定の背景となっている。さらに Ny Stenderup 地区は、国が CV 制度創設の検討過程で参考とした地区⁸⁾でもあり、目的達成のための具体的方策としてアクションプラン¹³⁾に示す「沿道から離れた土地に住宅を再配置」は、CV 運用指針¹⁸⁾で示す CV 適用想定パターン¹¹⁾の一つである「沿道集落における住宅再配置」と合致する。

6. CV およびその周辺地域の開発許可の実態

6-1. 農村地域の開発許可の概要

農村地域に建築物を建設する場合、建築者は建築許可に加え、開発許可³⁾を市議会に申請する必要がある³⁾、計画法 § 35-37 に開発許可の関連規定がある。加えて国作成の「農村地域の管理運営に関する運用指針」(以下、運用指針)¹⁹⁾があり、1) 農村地域において新たな住宅を建設する場合は、原則として境界線が定められた集落内、CV 内、住居系のローカルプラン指定地域内が開発許可の対象エリアとなること、2) 業務系建築物は都市地域¹⁾に配置する必要がある、コムーネプランの例外規定なしでは許可されないこと等も示されている²⁰⁾。なお、調査対象 CV 指定 3 地区は、CV 指定前は何れも境界線を持たない集落であったため、新たな住宅建設は CV 指定によって開発許可対象となったと考えられる¹⁰⁾。

表 1 に計画法 § 35-37 で定める主な規定(表 1 の太字)に加え運用指針¹⁹⁾で示す具体的開発内容を(1)農村地域におけ

る開発許可が必要となる開発、(2)開発許可の際に必要なとなる手続き、(3)開発許可が不要となる開発別にまとめた。

計画法 § 35 (1)では農村地域の開発は「新規開発」「敷地の分割」「用途変更」の 3 つに区分され、開発許可が必要であると規定する。さらに「用途変更」については § 35 (10)で既存建築物を複数の住宅に分割とすることが可能であると規定されている。また、§ 35 (2)~(12)では、開発許可は周辺住民に通知後 2 週間経過しないと許可されないこと (§ 35 (4))やデジタルでのみ公表が可能 (§ 35 (8))など、開発許可の際に必要なとなる手続きが規定されている(表 1)。

また、計画法 § 36 (1)では開発許可が不要となる開発が規定され、ガレージ等などの小規模建築物の建設や通年住宅の 500 m²までの増改築等がその対象となる。さらに § 36 (2)~(12)では § 36(1)で規定される開発許可が不要となる開発の中でも許可が必要となる場合の例外規定を定めている。例えば、許可不要となる農林漁業に必要な建物建設 (§ 36(1) 3))では既存建築物に無関係な開発は許可が必要 (§ 36(2))となる(表 1)。加えて、計画法 § 37(1)~(5)は余剰建築物(利用されていない冗長な建築物, overflødig bygninger/redundant buildings)について規定している。具体的には § 37(1)~(3)で余剰建築物の用途変更には開発許可が不要であることを規定する。また、§ 37(4)では同一敷地内に複数の余剰建築物がある場合は 1 棟のみを住宅利用できると、§ 37(5)では § 37(1)(2)の例外規定として、自然保護法に基づく砂丘保護線および海岸保護線内の余剰建築物には小規模店舗や住宅を設置できないことが規定されている(表 1)。

6-2. CV 指定 3 地区および周辺地域の開発許可の傾向

CV 指定 3 地区およびその周辺地域の過去 5 年分(2019 年 7 月~2024 年 7 月)の開発許可書を調査した結果、何れの開発許可も計画法 § 35(1),(10)および運用指針¹⁹⁾に対応する開発内容であることを確認した。規定する条文(一部、運用指針記載内容を含む)別に開発許可の具体的内容を表 1 の右側「開発許可件数(位置・内容)」に記載した。また、開発許可の位置については、CV ごとに図 4 に示した。なお、特に各地区の開発方針に沿った開発と判断できた開発許可については「地域の魅力創出のための開発」として図 4 に赤枠で示している。

6-3. Nordfyns 市 Skåstrup 地区の開発許可の実態

Skåstrup 地区の過去 5 年間の開発許可は CV 内で 3 件、CV 周辺地域で 9 件の合計 12 件であった(図 4)。5 章で前述した通り Skåstrup 地区の CV 指定は「住宅および飲食店や小規模な店舗の建設の促進」を目的としていたが、上記の開発許可のうち 6 件(ABEHIJ)が新築住宅建設との記載であり、3 件(BED)は CV 内、他の 3 件(AHJ)は CV 外であった。6-1 で前述した通り、新たな住宅建設は境界線が定められた集落内、CV 内、住居系のローカルプラン指定地域内でのみ許可されるが、CV 外の 3 件は既存住宅の取り壊し(AH)、火災での損傷による既存住宅の解体(J)を条件とした開発許可であった。このことから、既存宅地内の建替えであれば開発許可の対象となることが分かった⁸⁾。また、開発許可

可書には何れも承認理由が記載されているが、CV 内の 3 件についても、過去に住宅のあった敷地での建築を条件に開発許可されていることを確認した。

加えて、これら住宅建設6件の開発許可の承認理由を見ると、上記の「[1]以前に住宅のあった場所」と「[2]周囲の景観と調和する様式」は全ての事例で、近隣住民への配慮

表1 農村地域の開発許可の対象および許可不要となる開発・CV3 地区における開発許可

農村地域における開発許可

開発許可件数（位置・内容）

※アルファベットで示す位置は図4と対応

赤字：CV内の開発

計画条項	開発内容	大字：計画法により規定 細字：運用指針 ¹⁾ に記載	Nordfyns市 Skårup地区	Sønderborg市 Tørsøl地区	Faaborg-Midtfyn市 Ny Stenderup地区	合計
① 開発許可が必要	敷地の分割					
	§ 35 (1) 敷地の分割		1件(L)			1
		園芸用地、果樹園設置、林地造成などのための区画整理				
	新規開発					
		新築の普通住宅、別荘の建設	7件(E：二戸建て住宅、 A,B,E,H,I,J：一戸建て住宅)		1件(D:別荘)	8(3)
		住宅の大規模な改築、改装 *大規模な改築、改装：一般的に構造の大部分を変更 火災後などの大規模な修復工事（以前と同様の設計、場所、規模、用途に限る） *特別な事情（非合法な建物であった場合、建物の寿命がわずかな場合は）は許可されない			2件(K:機械用別棟、 E:小屋の外構)	2(1)
		小規模建築物（50m～100mのガレージ、カーポート、サウナ、温室など）の建設 *100mを超える小規模建築物は許可されない	3件(C:キャンピー、G:ガレージ(50㎡超)、 D:車両保管用ラウンドアーチホール)	2件(G:サウナ、 E:カーポート(50㎡超))		5(1)
	§ 35 (1)	乗馬場の設置		2件(B,H:既存の乗馬場)	2件(BF:乗馬場)	4(1)
		畜産施設（スラリータンク、厩舎）、排水施設（ポンプ場など）の設置				
		技術施設の設置 環境影響評価（EIA）を必要とする施設 エネルギー施設（バイオガス、風力タービンなど）		2件 (I:太陽光発電システム、 D:浸透施設)	1件 (I:太陽光発電システム)	3(1)
② 開発許可に必要な手続き		運送会社の設置（景観・環境への配慮、既存インフラの利用などが条件）				
		人工湖の設置（農業に商業的に必要である場合を除く）			6件(AGJLMN)	6
		レクリエーション目的の施設設置 *私的な目的によるレクリエーションに適さない地域への設置は許可されない ホテル、レストラン（既存の建物に設置される場合も含む） キャンプ場、公園、スポーツ施設（テニスコート、サッカー施設など）	1件 (F:テニスコートの設置)	2件(A:ジップライン、 C:公園、3つのシェルター)		3(2)
	用途変更					
		住宅等の用途変更（6週間未満の用途変更は短期とみなされ許可不要）	1件(L:庭園を技術用地に用途変更)	2件(F:付属建物を住宅、 B:厩舎を住宅に用途変更)	1件 (H:別館を別荘に用途変更)	4(1)
	§ 35 (10)	既存の建物に複数の住宅を設置（既存の住宅を2つに分割することも可能）			1件 (C:農家を住宅2軒に分割)	1(1)
		既存の建物へのデイケアセンター、保育園などの設置	1件(K:特別支援児童のための学校)			1
	§ 35 (2)	ローカルプランが必要となる開発ではそれが策定されるまで開発許可されない		合計件数		38(11)
	§ 35 (3)	沿岸近接地域では国家計画上で軽微な影響だとみなされる開発に限定される				
	§ 35 (4)	開発場所の周辺住民に通知してから2週間が経過するまで開発許可されない				
③ 開発許可が不要	§ 35 (5)	§ 35 (4)について開発許可内容が軽微なものである場合は通知されない				
	§ 35 (6)	申請者は開発許可の決定について書面での通知を受け取らなければならない				
	§ 35 (7)	開発許可の決定では異議申し立てに関する規則(対象者、申請、処理)を記載しなければならない				
	§ 35 (8)	開発許可はデジタルデータで公開する(ローカルプランに基づくものは省略可)				
	§ 35 (9)	開発許可の公表では異議申し立てに関する規則(対象者、申請、処理)を記載しなければならない				
	§ 37 (4)	同一敷地内に複数の余剰建築物がある場合は1棟のみ住宅利用可能				
	§ 37 (5)	砂丘保護線・海岸保護線内にある余剰建築物には小規模店舗や住宅設置不可				
	敷地の分割					
	§ 36 (1) (1)	農業用地とそこに立つ住宅の敷地の分割				
	§ 36 (1) (2)	保全林業の対象となる20ha以上の林地確保のための区画整理				
	§ 36 (1) (6)	自然保護区域、ローカルプランの範囲での新規開発、敷地の分割、用途変更				
	§ 36 (1) (13)	土地購入委員会と土地所有者の合意による不動産取得に伴う敷地の分割				
新規開発						
§ 36 (1) (3)	農業、林業、漁業に商業的に必要な建物の建設 【§ 36(2)に例外規定有(既存建築物に関係なく建てられるもの)】					
§ 36 (1) (4)	養殖場に必要の小規模建築物(照明用マスト、飼料サイロ、非常用酸素タンクなど)					
§ 36 (1) (8)	小規模建築物（50㎡以下のガレージ、カーポート、サウナ、温室など） 住宅に付属、増設する建築物に限る）の建設					
§ 36 (1) (9)	既存建築物へのアンテナ設備の設置					
§ 36 (1) (10)	通年住宅の増改築(500㎡まで) 【§ 36(10)に例外規定有(フレキシブル住宅(*1))】 24時間監視業務(農業、畜産業など)従事者の介護者用住宅の建設 【§ 36(2) (既存建築物に関係なく建てられるもの)】、§ 36(4)(砂丘、海岸保護線内)に例外規定有】 旧農業用建物に設立された小規模事業(*2)の増改築(500㎡まで)(§ 37に基づく建物 限定) 【§ 36(4)に例外規定有(砂丘海岸保護線内)】					
§ 36 (1) (14)	小規模店舗（延べ床面積250㎡以下）で延べ床面積が250㎡を超えない増改築 (§ 37の建物限定) 【§ 36(5)に例外規定有(砂丘海岸保護線内、開発地域外)】					
§ 36 (1) (15)	既存のマスト、サイロ、煙突へのアンテナや関連する無線モジュールの設置（建物 高さが変化しない場合）					
§ 36 (1) (17)	§ 36 (1) (17)に関する設備用キャビネット、小屋（最大2㎡、最大高さ3m）					
§ 36 (1) (20)	余剰建築物に設立された商業事業の増改築(500㎡まで)(§ 37の建物限定) 【§ 36(5)に例外規定有(砂丘、海岸保護線内、開発地域外)】					
用途変更						
§ 36 (1) (1)	農業義務の切れた農業用地に建つ商業用住宅の通年住宅利用					
§ 36 (1) (5)	農業用地にない既存建築物の農業、林業、漁業利用					
§ 36 (1) (7)	土壌からの天然原料の採取（鉱物資源法に基づく許可が必要）					
§ 36 (1) (11)	農村地域の通年住宅の別荘への転用（付属する住宅を含む）					
§ 36 (1) (12)	フレキシブル住宅(*1)の別荘利用から通年住宅利用の再開					
§ 36 (1) (18)	年金受給者（§ 36 (8)-(12)に基づく）が別荘に通年居住するための権利 （通年住宅に変更はされない）					
§ 37 (1)	農業用余剰建築物の他の用途利用（過去5年以内に建てられたものでない場合、大 規模な改築や増築をしない場合に限り）					
§ 37 (2)	余剰建築物の他の用途利用（過去5年以内に建てられたものでない場合、大規模な 改築や増築をしない場合に限り）					
§ 37 (3)	§ 37 (1)に基づく建物に関連する小規模な保管施設					

図4 CV 指定3地区およびその周辺の開発許可位置¹⁾

*1フレキシブル住宅：通年住宅を一時的に別荘として利用し、のちに通年住宅を再開する権利を持つ住宅

*2小規模事業：2017年計画法改正前は従業員5人までの事業であったが現在は特定の評価により決定される

図4 CV指定3地区およびその周辺の開発許可位置¹⁾

に該当する[4]~[6]も(A)を除く事例で承認理由として挙げられていることを確認した(表 2)。さらに、「[7]沿岸地域への影響が少ない」ことや「[8]Natura2000⁽¹²⁾に抵触しない」ことも承認理由として挙げられ、Skåstrup 地区周辺の夏季住宅地が持つ魅力を保全しつつ、開発が進められていると推察する。

また住宅以外では、特別支援が必要な子供のための学校の建設(K)、庭園として利用されていた土地に将来太陽光発電を設置するための用途変更(L)の開発許可を確認した。加えて、テニスコート設置(F)のための開発許可もあり、観光志向のビジネスやレジャー活動の機会を広げることを目指す²¹⁾Skåstrup 地区の開発方針に合致した許可もされていることが窺えた。

以上のように、CV 内および周辺地域で開発許可された住宅建設は何れも既存宅地内の建替えに相当する開発であり、CV 指定により可能となった開発は確認できなかった。

6-4. Sønderborg 市 Tørsbøl 地区の開発許可の実態

Tørsbøl 地区の過去 5 年間の開発許可は CV 内 5 件、CV 周辺地域 4 件の合計 9 件であった(図 4)。5 章で前述した通り Tørsbøl 地区の CV 指定は「道路沿いの高齢者および公共住宅の建設」を目的としていたが、住宅の建設に関する開発許可は確認されなかった。ただし、付属建物や厩舎を住宅に用途変更する開発許可(FB)が確認された。

また住宅以外では、圃場の浸透施設や太陽光発電の設置(D,I)のほか、公園内に開発許可なしで設置されていた既存の遊具(A)や 3 つのシェルター (C)⁽¹³⁾および既存の乗馬コース(BH)について、設置後に開発許可を行った事例を複数確認した。

なお、以上の 9 件の開発許可事例は何れも Skåstrup 地区と同様に CV 指定なしで許可可能な開発であった。

6-5. Faaborg-Midtfyn 市 Ny Stenderup 地区の開発許可の実態

Ny Stenderup 地区の過去 5 年の開発許可は CV 内で 4 件、CV 周辺地域で 10 件の合計 14 件であった(図 4)。

5 章で前述した通り Ny Stenderup 地区の CV 指定は「集落の境界線を広げ、通りから離れた土地に住宅を再配置することで、より魅力的な景観を形成し、移住・定住機会の創出」することを目的としている。それに対し、住宅に関する開発としては、CV 外の境界線沿いで新築別荘と記載する開発許可が 1 件(D)確認されたが、この別荘も Skåstrup 地区の住宅と同様に[1]以前に住宅のあった場所での建設であった。また、[2]周囲の景観や[4]近隣住民に配慮するほか、敷地から南東 800m の森林エリアで発見されたヤマネへの影響がないことも条件とし開発許可されており(表 2)、Ny Stenderup 地区の魅力的な自然環境に配慮した開発が行われていると考えられる。

住宅以外では、太陽光発電設置のほか、合計 6 件の人工池の設置に関する開発許可がされていることを確認した(AGJLMN)。これらの人工池の設置は、何れも地域の動植物の環境を保全するため行われており、アクションプラン記載の Ny Stenderup のもつ美しい自然を生かした景観都市

表 2 住宅建設に関する開発許可の決定理由¹¹⁾

開発許可決定の理由	Nordfyns市 Skåstrup地区						Faaborg-Midtfyn市 Ny Stenderup地区
	A	B	E	H	I	J	D
[1]以前に住宅のあった場所	○	○	○	○	○	○	○
[2]周囲の景観と調和する様式	○	○	○	○	○	○	○
[3]既存住宅が解体される	○			○			○
[4]近隣住民への影響が少ない		○		○			○
[5]近隣住民からの反対無し			○		○		
[6]近隣住民からの反対意見を考慮						○	
[7]沿岸地域への影響が少ない				○	○	○	
[8]Natura2000に抵触しない				○	○	○	
[9]ヤマネへの悪影響なし							○

を目指す、地域の魅力創出のための開発と考える。さらに、乗馬場の設置に関する開発許可 2 件(BF)についても、Faaborg-Midtfyn 市の群島、キャンプ、乗馬等様々な体験のできる豊富な自然環境を活かした地域の魅力創出のための開発が行われていると考える。なお、何れの開発も上記 2 地区と同様に、CV 指定なしで許可可能な開発であった。

7. CV 制度運用の課題とその後の対応

7-1. Tørsbøl 地区(開発型運用事例)

Sønderborg 市コムーネプランにおいて基本計画を実現するための規定を示すガイドライン⁽¹⁴⁾の中で、CV について「都市成長(byvækst/urban growth)」とみなされる閾値に達しない程度の住宅開発が認められることを規定している²²⁾。このことは、CV が集落維持にとって必要最小限の開発を認める制度であることを示していると言えよう。なお、「都市成長」とみなされる具体の基準は明記されていない⁽¹⁵⁾が、市へのメールによる追調査⁽⁷⁾によれば一般的には 10 ユニットの住宅建設が閾値として運用されているとのことであった。しかし、Tørsbøl 地区では、CV 指定後に、この「都市成長」とみなされる閾値と高齢者や多世代居住をターゲットにした住宅の建設を目的とした開発方針とのミスマッチが明白となり、Sønderborg 市は CV 廃止を決定している⁽⁷⁾。ただし、市へのインタビュー調査によれば、CV 廃止後も具体的なエリアは決定していないが新たな住宅地の開発意向は現在も継続している⁽⁷⁾。このことは、CV 指定前の「住居地区」「公共地区」より開発対象が多岐に及ぶフレームワーク「住宅業務混合地区」がそのまま残されたことにも反映されている。

7-2. Ny Stenderup 地区(環境保全型運用事例)

Faaborg-Midtfyn 市では 2015 年に沿道集落から景観都市を目指すアクションプラン¹³⁾が作成されている。そして、将来ビジョンとして、植栽による景観の改善や住宅の集約/移転などの「既存住宅へのアクション」、森の端や中への「新たな建設」及び「地域住民のコミュニティ強化」として公園やバス停周辺施設整備等が提案されている(表 3)。また、住宅再配置先となる新たな住宅建設の候補地も具体的に示され(図 5 赤丸)、当初はこれら住宅の再配置先を包括した CV 指定範囲が想定されていた(図 5 赤枠)。しかし、実際に指定された CV は想定されたエリアの一部に限定され(図 5 水色ハッチ)、アクションプランの将来ビジョンと実際の CV 指定がマッチしない結果となった。

一方で、2011 年から「都市再生及び都市の整備に関する法律(lov om byfornyelse og udvikling af byer)」に基づく住宅解体補助制度により、国および市からの補助金による空き家解体の動きが始まっている⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁶⁾。例えば、同一敷地内において沿道から住宅をセットバックする再配置(図 6)やバス停隣接の空き家を市主導で解体した土地を住民組織「Ny Stenderup Neighbourhood Association」が買い取り、ファンドを申請し、公園整備が行われている⁽⁹⁾(図 7)。前者は CV の目的(沿道から離れた場所に住宅を再配置)に一致し、後者についても、アクションプランに記載のある「小規模開発の計画(バス停周辺の施設)」に含まれており(表 3 図内白字)、住宅解体補助制度の活用によりアクションプランの実現が図られていると見ることができる。

表 3 アクションプラン(2015 年作成)の内容¹³⁾
文献 13)p.39 掲載図に著者加筆

プラン名	
Landskabsbyen NY Stenderup handleplan	
目的	
集落を「沿道集落(vejkanstby)」から「景観都市」へ再構築	
将来ビジョン	
既存住宅へのアクションと新たな建設の機会	
風景の真ん中	森の中
幹線道路沿い	脇道沿い
建物イメージ図	中規模開発の計画
既存建築物に対する行動	・新規の小道
新たな建設の機会	・公園
	・業務地区の緑化
道路から40m離れた位置への建設を推奨	小規模開発の計画
	・空地(自然が広がる)
	・シティゲート
	・生垣の撤去
	・バス停周辺の施設(駐輪場、給水所、遊具、果物販売所)
	各住民が行う開発
	・植栽
	・生垣の移動
	・道路と反対側の生垣の撤去(景観を開放的にするため)

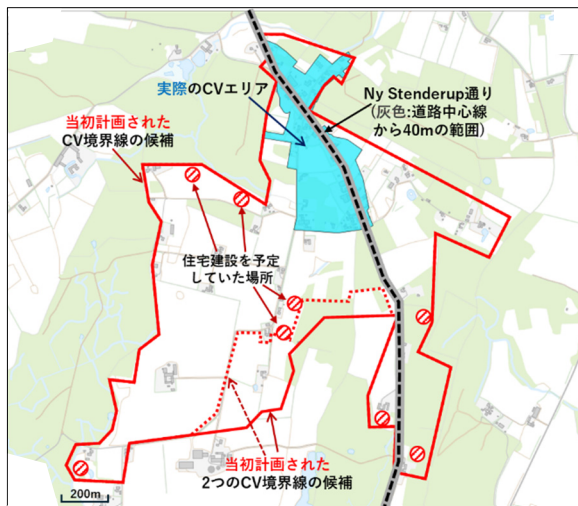


図 5 当初の CV 境界線候補と実際の CV エリア¹³⁾ (8)

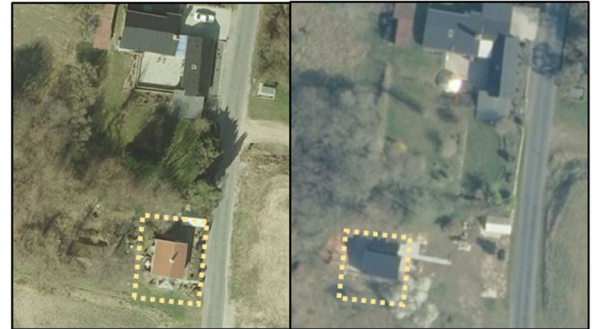


図 6 セットバックされた住宅(左:2011 年 右:2023 年)¹¹⁾



図 7 住宅解体後バス停周辺に設置された公園(左:2011 年 右:2023 年 下:全体写真)¹¹⁾

表 4 ローカルプラン 2023-11 の計画内容²³⁾
文献 23)p.33 掲載図に著者加筆

プラン名	
Lokalplan 2023-11 Landskabsbyen Ny Stenderup	
目的	
アクションプランを地域全体の計画で実現する(法律上可能な範囲)	
集落の規模・景観に適した新しい建物や定住の機会を提供し、Ny Stenderupを景観都市として体験できるようにする	
地域区分	農業地域
サブエリア(SA)	LPエリア
CV境界線と同様の範囲	
住宅形式・用途	1 2 3 4 5 6
戸建て住宅	○ ○ ○ ○ ○ ○
二戸建て住宅	○ ○ ○ ○ ○ ○
業務用建築物	○ ○ ○ ○ ○ ○
農業用地	○ ○ ○ ○ ○ ○
技術施設	○ ○ ○ ○ ○ ○
レクリエーションエリア	○ ○ ○ ○ ○ ○
形態規制	
戸建て住宅(二戸建て住宅)テラスハウス	
最小敷地面積	1,200㎡ (300㎡)
最大容積率	30% (40%)
建物高さ	8.5m以下
階数制限	1階+屋根裏まで
住宅の形状	ロングハウス
敷地分割	
SA.1 一戸建て(1区画)(分割可能な敷地は右図参照)	
(SA.2~6を除くCVエリア内全て)	
SA.2 一戸建て(1区画)または二戸建て、テラスハウス(1区画)	
SA.3 最大1件の追加分割可能	
SA.4 一戸建て(最大2軒)または二戸建て、テラスハウス	
SA.5 一戸建て住宅のみ分割可能	
SA.6 分割不可	
その他	
・緑地エリア、展望エリアでは建築不可 ・Ny Stenderup通りから20m以内は建築不可(騒音に関するガイドラインに適合していれば許可される)	

その後、CV 指定の 5 年後となる 2024 年に CV 内に限定されるものの、アクションプラン実現を目的に、開発は景観の価値を損なわない場合にのみ可能とする「農村地域のローカルプラン 2023-11」²³⁾ が策定されている。その理由は、5 章で前述の通り、CV 指定時に変更されたフレームワーク「農村地域」では、新規開発は既存建築物と関連のある場合に限定する規定になっていたためである。実際に前述の 6-5 の開発許可事例から、Ny Stenderup 地区では CV 内で住宅の新規開発が行われていないことを確認しているが、ローカルプラン指定によって規定される基準に従った開発であれば既存建築物に関連しない新規開発も可能となった。

具体的には、表 4 に示すようにローカルプランは 6 つのサブエリアに分割され、各サブエリアに設置できる建築物の用途と形態規制、住宅形式(戸建 or2 戸建 or テラスハウス)が定められた。そして、ローカルプラン計画範囲内で開発を行う際は農村地域における開発許可手続きが不要と規定されている。さらに、各サブエリアで新たに敷地の分割を行うことが可能となっており、6-1 で述べた 3 種類の開発のうち「用途変更」を除く「新規開発」「敷地の分割」を規定していることが見える。

以上より、アクションプランで示す既存宅地外への住宅の再配置を可能とする計画となっているものの、限定的な CV 指定範囲に留まり、当初想定された森の端は再配置先として選択できなくなったと言えよう。また、アクションプランでは住宅建設は Ny Stenderup 道路から 40m 以上を推奨としていたのに対し、ローカルプランでは騒音に関するガイドライン⁽¹⁷⁾に適合する場合を除き、建築不可とする範囲を道路騒音影響のある 20m 以内とする規定である。このことから、CV が限定したエリアになったことが影響していることが窺える。一方で、建築不可とする緑地エリア・展望エリアの指定も行われており、魅力的な自然を生かした景観都市を目指す Ny Stenderup の将来ビジョンを反映したローカルプランであることも読み取れる(表 4)。

8. 結論

開発型運用事例の Tørsbøl 地区では、「都市成長」とみなされない範囲に限定する開発規模と新たな住宅建設を目的とした地区の開発方針とが合致せず、CV 指定を取り消していることが分かった。このことから開発志向のローカルプランとは一線を画する制度として創設された CV 制度は、農地を保全しつつ人口・産業の維持にとって最小限の開発を認める持続可能な集落を目指した制度として、コムーネプランで位置づけ運用されていることが確認できた⁽¹⁸⁾。また、環境保全型 Ny Stenderup 地区については、農村地域ならではの自然を生かした、より魅力的な景観を形成し、移住・定住機会の創出を目指して、沿道住宅の再配置先として、森の端に新たな建設を可能とすることを想定していた。しかし、アクションプランの再配置候補地を含まない限定的な CV 指定となったことで、当初の集落将来ビジョンで構想する魅力的な住まい方を十分達成できる CV 指定

には至らなかった。デンマークの空間計画は、市が策定するコムーネプランをマスタープランとし、国は国益に照らし合わせて市との協議・調整を行っているため²⁴⁾、最終的に決定されたコムーネプランの規定と地区の開発方針にずれが生じたと推察する。

一方で、農村地域では集落境界線内、CV 内および住居系のローカルプラン指定地域を除き、住宅の許可対象は既存宅地内の建替えのみという厳しい土地利用規制を行うデンマークにおいて、Ny Stenderup 地区が保全型で集落の範囲を超えた新たな住宅建設先を得るために、CV 指定は一定の効果を果たしているといえることがきよう。

また、環境保全型 Ny Stenderup 地区では、フレームワーク「農村地域」で開発を抑え、魅力的な自然や景観を保全しつつ、住民協議を経て作成されるローカルプランで集落の規模・景観に適した開発のための基準(用途・形態規制・敷地分割など)を規定する。このことによって、市が住民組織とともに作成したアクションプランで示す将来ビジョンを実現するツールとして CV 制度が利用されていると見ることができる。しかし、新たな建設を可能とするローカルプラン策定が 2024 年 6 月であったため、CV 指定に沿った開発誘導は現時点では確認できなかった。

一方で、CV 指定 3 地区内およびその周辺の農村地域の開発許可の事例考察から、テニスコートや乗馬場、人工池の設置など、コムーネプランで位置づけられる各 CV 地区の開発方針に合致した魅力創出や太陽光発電施設のための開発許可が行われていることが分かった。住宅開発は集落内や CV 内にコンパクトに限定するが、農地や自然環境を保全しつつ、集落の持続性に必要な開発を市が住民協働で定める計画に従って、許可手続きを行い判断していると考ええる。このことは 2007 年計画法改正で市が都市地域・農村地域両方の計画を担当し、市作成のコムーネプランがデンマークの空間計画のマスタープランになったことが背景にあると考える。

今後、日本においても、都市域以外での集約化する拠点形成や集落持続性に寄与する土地利用を検討するにあたっては、こうした市が都市と農村地域に跨る一体的な土地利用計画を行い、かつ、開発許可制度を運用するといった抜本的な見直しが必要になってくると考える²⁵⁾。しかし、各市のコムーネプラン策定にあたっては、国は国益に照らし合わせて市との協議・調整を行っており、前述した通り、CV 運用市が想定した各集落での持続発展の取組みと国が示す限定的な開発規模や指定範囲との齟齬も明らかとなった。市が空間計画のマスタープランを担いつつ、国と市が実際にどのように双方型・協議型²⁴⁾で進める空間計画制度の中で調整を行っているのかは今後の研究課題としたい。

なお、本論文は日本都市計画学会都市計画報告集 23 巻 4 号(2025)掲載の「デンマーク計画法改正で導入されたコンバージョンビレッジ制度の運用実態からみた評価」²⁶⁾に、デンマークの土地利用制度やより詳細な開発許可制度に関わる説明等を加筆したものである。

【謝辞】

インタビュー調査およびメール調査にご協力いただきました各市担当部局、住民組織の方々に末筆ながら記して心より感謝申し上げます。なお本研究は JSPS 科研費 JP22K04483【研究代表：鶴田佳子】の助成を受けている。

【補注】

- (1) デンマーク国は都市開発や公共目的のために指定されている都市地域、夏季利用の住宅地域として指定されている夏季住宅地域、上記 2 つ以外の農村地域の 3 つに分割されている³⁾。なおデンマークの土地利用制度は 3 章で詳述。
- (2) CV 集落から最短距離の集落を含まない適用を調査対象とすることとし、距離が最長であった Torsbøl 地区-Kværs 地区間(Sønderborg 市)2km を基準とした。
- (3) 計画法では都市地域⁽¹⁾と夏季住宅地域⁽¹⁾を除く農村地域における建築する場合は、建築許可とは別に市議会による「農村地域における許可(landzonetilladel se)」が必要と規定されているが、その内容は日本における開発許可に相当すると判断し、本論では「農村地域における開発許可」とした。
- (4) 開発許可は 5 年で失効し再申請が必要となるため Plandata.dk には 5 年分のみ掲載されていることから 5 年分を調査対象とした。
- (5) Skårup 地区(Nordfyns 市)も開発型運用と見なせるが、近接する夏季住宅地を支える地域としての側面を併せて持つため、本研究では一般的な農村集落として Torsbøl 地区を対象とした。
- (6) Sønderborg 市では 2007 年自治体再編⁽¹⁰⁾によって規模が拡大した自治体の住民の声を確保することと、農村地域と中心市街地の勢力の均衡の維持を目的として市独自の住民参画制度「スナボーモデル」を構築し、国および他市からも注目されている。農村ギルドは農村開発の参画や集落レベルでの統一体として機能することを目的とし、住民 200~1000 人未満の集落ご設立可能であり、地域開発計画作成の義務がある一方で会議活動等の予算として、年間 7,500 dkr が割り当てられる。2024 年 9 月時点での設立数は 37 である²⁴⁾。
- (7) Sønderborg 市役所及び住民組織「Kværs, Torsbøl og Snurum 農村ギルド(Kværs-Torsbøl-Snurum)」の同席の上インタビュー調査を 2024 年 9 月 3 日に行い、メールでの追調査を 2024 年 9 月~2025 年 1 月に行った。
- (8) Faaborg-Midtfyn 市役所へのインタビュー調査を 2024 年 9 月 5 日に行い、メールでの追調査を 2024 年 9 月~2025 年 1 月に行った。
- (9) Faaborg-Midtfyn 市住民組織「Ny Stenderup Neighbourhood Association (Ny Stenderup Beboerforening)」へのインタビュー調査を 2024 年 9 月 5 日に行った。
- (10) 2007 年計画法改正は地方自治体再編に伴う改正であり、自治体の規模を拡大させ、医療福祉、都市計画、環境問題等多様な分野における専門性の高い人材配置と質の高いサービスの実現を目指したもので、14 の郡(Amt)が廃止され 5 つのレギオンとなり、271 の市は 98 に統合された¹⁰⁾。
- (11) CV 運用指針¹⁸⁾で示す CV 適用想定パターンには、(i)沿道集落における住宅再配置、(ii)レクリエーションおよび産業のポテンシャルのある集落、(iii)自然環境や農業を活かした新たな居住スタイルの 3 つがある。
- (12) EU が定める絶滅危惧種や希少種の繁殖地や生息地となっている地域。
- (13) 公園内の遊具と 3 つのシェルターの開発許可については、文献 10)においても、設置後に開発許可を行った事例として紹介されている。
- (14) 各市の空間計画のマスタープランであるコムーネプランは土地利用方針を示す「基本計画」、基本計画を実現するための規則を示す「ガイドライン」、土地利用方針に基づく地域区分(日本の用途地域に相当)を示す「フレームワーク」、計画の背景を示す「ステートメント」で構成される²⁷⁾。
- (15) 計画法 § 11a(7)「コムーネプランに 12 年に渡り予測される都市成長のための地域を設定できる」とあるが「都市成長」の具体的な基準は明記されていない。
- (16) 補助金(国と市が共同で 50% / 50%(国/市)から 80% / 20%の割合で出資され、市主導、住民主導の両方の解釈も対象となる。また、住宅再配置の開発許可は必要ないが、その場所以新しい住宅を建てる場合は開発許可の必要がある¹⁸⁾。
- (17) 環境保健庁は企業や道路交通、風力タービン、飛行場など、多岐にわたって騒音に関するガイドラインを作成している。道路交通騒音に関しては、農村地域のレクリエーションエリアで 53dB を制限値としており²⁸⁾、ローカルプラン 2023-11 の騒音に関するガイドラインはこれを基準としていると思われる。
- (18) 同様に、開発型運用 Skårup 地区(Nordfyns 市)についても Plandata.dk¹¹⁾から CV 指定取り消しを確認している。

【参考文献】

- 1) 国土交通省、国土のグランドデザイン 2050 概要、日本語、<https://www.mlit.go.jp/common/001047114.pdf>, 2025/02/25
- 2) 内閣府地方創生推進事務局(2024), 令和 6 年度小さな拠点の形成に関する実態調査 調査結果, p10, 日本語, <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chisana-kyoten/chousa/saishin/pdf/r6jittai-chousa.pdf>, 2025/02/01

- 3) 大平航己・鶴田佳子 (2020), 「デンマーク計画法改正にみる農村地域における開発許可緩和とコンバージョンビレッジ制度導入について」, 日本都市計画学会都市計画論文集 55-3, pp.338-345
- 4) Daniel Galland (2012), 「Understanding the Reorientations and Roles of Spatial Planning: The Case of National Planning Policy in Denmark」, European Planning Studies, 20(8), pp.1359-1392
- 5) Jensen, H. T., Skriver, P. H., & Plum, V. (2020), 「Udkantsdanmark - Myte eller realitet? Om yderkommuner og regionale forskelle」, MOSPUS Research Paper Serie, Roskilde Universitet
- 6) Anne-Mette Hjalager (2017), 「Omdannelseslandsbyer - en ny sovepude?」, Jydske Vestkysten, pp.338-345
- 7) Martin Odgaard (2023), 「Høringssvar: Planlovsrevision som opfølgning på evaluering」, Udredning/notat i Besvarelse af spørgsmål/høringer
- 8) Alicja Jolanta Sørensen (2017), 「UDVIKLING I LANDDISTRIKTERNE Kommunal planlægning for landdistriktsudvikling i relation til de store bycentre」, Aalborg Universitet Master's Thesis
- 9) Hjalager, A., Tomej, K., Holm, U., Bergen, A. F. (2023), 「Bæredygtig planlægning af sommerhusområder」, BÆREDYGTIG PLANLÆGNING AF SOMMERHUSOMRÅDER
- 10) 鶴田佳子・大平航己 (2021), 「デンマーク計画法改正により導入されたコンバージョンビレッジ制度の運用実態に関する研究」, 日本都市計画学会都市計画論文集 56-3, pp.1313-1320
- 11) Plan- og Landdistriktsstyrelsen, Plandata.dk, Danish, <https://www.plst.dk/>, 2024/12/1
- 12) By-, Land- og Kirkeministeriet, Bekendtgørelse af lov om planlægning, Danish, <https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2024/572>, 2025/02/12
- 13) Faaborg-Midtfyn Kommune(2015), Landskabsbyen Ny Stenderup handleplan, Danish, https://kommuneplan2019.fmk.dk/media/1464/151130_handleplan_ny_stenderup.pdf, 2025/2/25
- 14) bolig og planstyrelsen, Evaluering af planloven m.v. 2021, p.9, Danish, http://www.plst.dk/Media/637905491754815722/evaluering_af_planloven_m.v._2021.pdf, 2024/09/21
- 15) 文献 14) pp.43-45
- 16) Erhvervsstyrelsen(2020), Vejledning om planlægning for omdannelseslandsbyer, p.21, Danish, https://www.planinfo.dk/Media/637909721515920402/vejledning_for_omdannelseslandsbyer.pdf, 2025/02/17
- 17) Landsbyrådet i Kværs, Torsbøl og Snurum, Kværs Lokal Udviklingsplan 2010 - 2020, Danish, <https://sonderborgkom.dk/wp-content/uploads/Kv%C3%A6rs.pdf>, 2024/3/23
- 18) 文献 16) pp.26-29
- 19) Erhvervsstyrelsen, Vejledning om landzoneadministration Planlovens §§ 34-38, Danish, https://www.planinfo.dk/Media/637905273934757020/vejledning_om_landzoneadministration_-_erhvervsstyrelsen_november_2019.pdf, 2025/02/12
- 20) 文献 19) p66 および p88.
- 21) Nordfyns Kommune(2018), Kommuneplan 2017-2029, Danish, https://dokument.plandata.dk/11_3487647_1536745749925.pdf, 2025/2/26
- 22) Sønderborg Kommune(2017), Sønderborg Kommuneplan 2017-2029 END ELIG, p.449, Danish, https://dokument.plandata.dk/11_3209666_1515051997993.pdf, 2025/02/10
- 23) Faaborg-Midtfyn Kommune(2024), Lokalplan 2023-11 Landskabsbyen Ny Stenderup, Danish, https://dokument.plandata.dk/20_11265918_1718961679868.pdf, 2025/02/10
- 24) 鶴田佳子(2024), 「デンマーク空間計画制度と持続可能な集落のための取り組み -コンバージョンビレッジ制度と住民参画制度「スナボーモデル」-」, 都市計画 74 (1), pp.54-57
- 25) 梅田勝也(2016), 「地方分権時代の土地利用制度のあり方-地方再生のための「土地利用計画法」の低減(解題)-」, 一般財団法人日本開発構想研究所 UED レポート 2016 年夏号, pp.6-19
- 26) 小塚遥仁・鶴田佳子 (2025), 「デンマーク計画法改正で導入されたコンバージョンビレッジ制度の運用実態からみた評価」, 日本都市計画学会都市計画報告集 23-4, pp.640-645
- 27) 野口佑芽・鶴田佳子 (2021), 「デンマーク空間計画における再生可能エネルギー関連施設の立地コントロールに関する研究-デンマーク計画法における位置づけと Skive 市コムーネプランの分析を通して-」, 日本都市計画学会都市計画論文集 20-2, pp.233-238
- 28) Miljø- og Ligestillingsministeriet, Støjgrænser, Danish, <https://mst.dk/erhverv/rent-miljoe-og-sikker-forsyning/stoej/stoejgrænser>, 2025/02/12

社会変化に対応した行政計画と市民参加の関係性にに基づく施策展開

～愛知県長久手市の取り組みを事例に～

Program Development Based on the Relationship between Planning and Citizen Participation in Response to Social Change
Through a Case Analysis of Nagakute City

吉村 輝彦 *

Teruhiko Yoshimura *

There is a change from the traditional “residents' participation” to the “citizen participation”. As society changes, this is an opportunity to take a fresh look at how we have been promoting urban design and management, and to rethink the nature of “planning” and “participation” itself. This study examined the relationship between “planning” and “citizen participation” in Nagakute City over a period of more than 10 years, and analyzed how “planning” and “participation” have been made into policies, institutionalized, and socially structured. The study also clarified how “planning” and “participation” are positioned through reframing the concept of “planning” and “participation” and manifested a future direction.

Keywords: Plan, Citizen Participation, Planning Process, Management, Nagakute City

計画, 市民参加, 計画策定プロセス, マネジメント, 長久手市

1. 研究の背景と目的

1-1. 研究の背景

人口減少や少子高齢化が進み、社会構造が変化し、また、価値観やライフスタイルの多様化が進み、地域社会のあり方が変化する中で、地域では、様々な課題が顕在化してきた。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、人々に生活圏への関心を呼び起こし、人々の眼差しが地域での日々の暮らしそのものに対して向けられた。さらに、気候変動への対応を含めた地球環境的観点からの都市や地域のあり方は喫緊の課題となっている。

こうした社会の変化に対応するために、これまでに様々な施策が展開され、近年は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」や「ウォーカブルな（居心地が良く歩きたくなる）まちづくり」、プレイスメイキングや公共空間の利活用等の取り組みが推進されてきた。

自治体は課題へ対応するため、総合計画や都市計画マスタープラン等様々な計画を策定してきた。近年は、これからを見据えた新たなビジョンや計画の策定に取り組んでいる自治体もある。結果として、対象分野、対象エリア、空間スケール、事業に応じて、様々な種類の計画（ビジョン）が策定され、多くの計画が林立している。そんな中で、分野別計画を一つの計画に統合化する動きも見られる等計画や計画策定技法のあり方が議論されてきた¹⁴⁾。

自治体が計画を策定する際に市民参加の機会を作ること一般的になっている⁹⁾。デジタル技術の活用を含めて多様な参加型技法を用いることで、市民のニーズを把握し、市民の意見を「行政計画」に反映させてきた。また、ワークショップを複数回実施し、その中で、市民のアクションを構想することも行われてきた。さらに、社会実験等を通して、地域との相性を確かめながら進めていくアクション

志向の取り組みも広がっている。市民参加の対象も、行政計画の策定にとどまらず、公共施設や公共空間の整備、公共施設マネジメント等、多方面に広がっていると同時に、市民参加のあり方自体が問われている⁹⁾。

1-2. 研究の位置づけと目的

都市計画分野では、これまでも、都市計画マスタープラン等を念頭に、計画（ビジョン）の意義や必要性に関して様々な議論や問題提起がされてきた⁷⁹⁾。日本都市計画学会の学会誌では、特集テーマとして、「都市計画マスタープラン-今後の課題と展望-（219号：1999.7）」や「都市マスタープランは進化・深化したか？（348号：2021.1）」が取り上げられ、都市計画マスタープランの創設時から、現在の状況までを振り返り、今後を展望している。また、日本建築学会都市計画委員会による研究協議会では、「新たな価値を実現するための都市・都市計画の枠組み（2022.9）」や「いま、都市に関するプランの役割と機能を考える（2023.9）」をテーマとし、議論が行われてきた。

実際に、計画等において、課題解決だけではなく、これからの価値創造を目指し、バックキャスティング思考を取り入れた自治体、空間や場を「つくる」ことから「つかう」や「つかいこなす」ことへのシフトを意識した自治体、生活や暮らし、そして、日常性を重視した自治体、「都市運営」等多様な主体によるマネジメントの視点を導入した自治体、また、進行管理の進め方を見直すことを検討する自治体も出てきている等、これからを見据えた動きが出てきている。

ここでは、自治体が計画の将来像やビジョンの実現のために、多様な主体とともに（市民参加により）、どのように計画を使いこなすのかという視点を踏まえた取り組みのあり方が問われている。

市民参加については、日本都市計画学会の学会誌「都市

* 正会員・日本福祉大学国際学部（Nihon Fukushi University）

計画」の286号において、「市民参加の到達点」が特集され、その中で、杉崎は、「都市計画法を中心とした制度創設の動きにより、「上流（早期）段階からの参加」「発意機会の増加」「自治体の条例による都市計画への参加の機会の増加」が確認されるに至っている」としている¹⁰⁾。また、内海は、参加研究に関わり、目標設定技術や実現化技術と計画と手段、そして、参加制度と重ね合わせて、参加の諸相を示している¹¹⁾。さらに、杉崎は、「市民参加の意義として、決定プロセスの透明性の確保、市民のもつ多様なニーズや情報の把握、対話を通じた解決策の創造」等を指摘するとともに、課題としても、「総じて参加の機会が増加しているが、それにより参加する人々が分散し、多様な人々たちによる対話の場を成立させることが難しくなっている」や「そもそも増えすぎた計画自体、あるいは参加の場の交通整理が必要と思われる」と指摘している¹²⁾。その後、「都市計画」の374号において、「市民参加・協働によるまちづくりと地域運営のこれから」が特集され、杉崎は、これまでの市民参加を振り返り、制度的に担保された参加の手続きや地区計画を中心とした狭域エリアの計画については触れているが、都市レベルの計画までは言及していない¹³⁾。なお、都市計画マスタープラン策定における市民参加については、特に、制度創設から最初の計画策定時に様々な研究が行われた。また、安富他は、実践事例を踏まえて、これからの市民参加の展望を示している¹⁴⁾。

一般的に、計画策定への市民参加の機会として、多くの自治体で、市民アンケート、ワークショップ、説明会、パブリックコメント等多様な手法が用いられている。その中で、市民の意見の反映のためにワークショップを実施することも多くなっている。ワークショップを選択する理由について、饗庭は、3つの答え、すなわち、「いいデザインをするためにやる」「公正なプロセスをつくるためにやる」「人が育つためにやる」を挙げている¹⁵⁾。また、木下は、市民の主体性の契機を強調している¹⁶⁾。こうした計画策定への市民参加については、(a)参加することで、一時的な充実感や満足感は得られたとしても、それが市民の主体性や自分も関わった自分たちの計画（「公共計画」）であるというオーナーシップの育みにつながらない、(b)市民参加が形式的に行われた結果、また、ワークショップが想定されたゴールへ誘導的に進められた結果、市民の意見が十分に計画策定に活かされない、そして、参加者がやらされ感／参加させられ感を抱いてしまう、(c)市民の自発的なアクションを期待するものの、適切な支援方策が伴わないため、実行につながらない、さらに、計画（ビジョン）を通して、市民の多様なアクションが誘発・喚起されにくい、等の課題が挙げられる。

世古は、2000年前後の時点において、これまでの行政主導の、また、対行政の「住民参加」から、多様な主体と協働して進める、これからの「市民参加」への変化と市民参加ブームの危うさを指摘していた¹⁷⁾¹⁸⁾。参加の本質的な意味や方法の真摯な検討の必要性は、2025年時点においても

同様な状況である。同時に、行政が進める政策や事業、計画づくりへの市民参加だけではなく、市民が一主体として、私発で実践する多彩な取り組みが広がる等新たな参加の様相を見せている。

このように、これまでの市民参加の到達点や計画策定への市民参加の課題は整理されてきた。しかし、行政計画との関係を射程に入れた市民参加の議論は十分にされているわけではない。市民が計画への意見の反映のために参加するのか、行政の事業実施の際の受け皿（代替的な担い手）として参加するのか、あるいは、一主体として、また、行政と連携や協働するパートナーとして参加するのか。自治体が市民参加をどのように捉え、位置づけるのかが問われている。

社会が大きく変化する状況において、自治体にとっては、改めて、これまでの地域づくりの取り組みや進め方を見つめ直し、「行政計画」及び「市民参加」のあり方を捉え直す機会となっている。そこで、本研究では、自治体の「行政計画」及び「市民参加」に関わる取り組みを、その変遷や経緯を含めて整理することを通して、自治体が両者をどのように捉え、位置づけ、また、両者がどのような関係の中で、取り組みを進めているのかの実態を明らかにするとともに、今後のあり方を示すことを目的とする。

本研究では、自治体の「行政計画」及び「市民参加」の捉え直し、そして、両者の関係性に着目して、今後のあり方までを射程に入れて議論をするところに、独自性がある。

1-3. 分析の視点

本研究では、自治体の「行政計画」及び「市民参加」のそれぞれの捉え方と両者の関係性を見る。そのため、第一に、自治体が、計画をどのように捉え、また、その計画策定への市民参加をどのように位置づけ、実際にどのような取り組みを行ってきたのか、第二に、計画策定後の計画実現に向けて、市民のアクションを喚起し、市民参加を促進するための仕組みやプロセスを、どのように計画に位置づけてきたのか、第三に、そもそも、行政が、市民参加を施策として展開する上で、市民の参加をどのように捉え、また、位置づけてきたのか、そして、実際に、どのような取り組みを行ってきたのか、第四に、自治体が取り組みを進めることで、どのような変化が生まれ、結果として、どのような波及効果等の成果を生み出してきたのか、という視点から事例を分析する。

1-4. 事例の選定と研究の方法

本研究では、事例として、全国的に見て、これからの「行政計画」及び「市民参加」のあり方を射程に入れた先駆的な取り組みを行ってきた愛知県長久手市を選定する。

長久手市は、名古屋市、豊田市の中間に位置し、市街化された西部エリアと市街化調整区域として自然環境を守るため開発を抑制してきた東部エリアに分かれており、コンパクトなまちである。市の東西を鉄道路線としてリニモが結び、交通利便性も高まった。沿線には、大学や大型商業施設が立地している。

長久手市の面積は、21.55km²、人口は約6万1千人、平均年齢は41.4歳（2024年5月1日時点）であり、全国的にも若いまちである。2012年1月に市制を施行し、現在の長久手市となった。

このように、長久手市では、立地条件や交通の利便性の良さも重なり、人口増加の傾向があるものの、将来の人口減少と急激な高齢化を視野に入れ、小学校区を単位とした参加や協働のまちづくりを進めてきた。具体的には、2050年を見据えて、行政主導から市民主体への転換を目指して、「市民主体のまちづくり」や「市民主体の計画づくり」を標榜し、様々な取り組みを行っている。長久手市の長年の取り組みの経緯や背景を分析することで、今後の「行政計画」及び「市民参加」に向けた示唆を得られる。

本研究で対象とする「行政計画」として、長久手市の計画行政において重要視される「まちづくり未来ビジョン」や「総合計画」、そして、「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」を取り上げる。また、「市民参加」については、「長久手市みんなでつくるまち条例」及び関連する取り組みと「地域協働計画」に加えて、「市民主体のまちづくり」や「市民主体の計画づくり」を取り上げる。

研究の方法として、長久手市のこれまで政策や計画文書、広報誌等の収集及びその内容を踏まえた分析、計画策定に関わり公開されている情報や策定時の議事録の収集及びその内容を踏まえて分析する。筆者自身も、都市計画分野の計画づくりに関わっており、取り組みプロセスの観察や内容の確認のための行政職員とのやりとりを踏まえた分析を重ね合わせて、総合的に考察を行う。

2. 長久手市の主要な「行政計画」の内容と「市民参加」との関係

ここでは、長久手市の主要な「行政計画」について、分析の視点に基づき、計画間の関係や「市民参加」との関係の踏まえて、各計画の[1]計画策定の背景、[2]計画の構成、特に、市民の参加及び協働を含むマネジメントの視点から[3]計画推進のための方策、[4]計画策定プロセス及びプロセスを通じた変化の観点から見る。

2-1. 「長久手未来まちづくりビジョン（2015.10）」

[1]計画策定の背景

長久手市では、人口増加を続けると予想されている中で、いずれ人口減少期に入り、少子高齢化が進展する2050年という長期を見据え、今から時間をかけて対応する必要があるとの認識のもとで、2015年10月に、「長久手未来まちづくりビジョン」を策定した。

[2]計画の構成

この計画は、長久手市に関わりがある一人ひとりを「長久手人（ながくてびと）」とし、長久手人が2050年にもいきいきと暮らしている姿を想像し、4つの物語をまとめている。この4つの物語に描かれた未来を長久手で実現していくためには、「人をつなぐ」「場をつなぐ」「時をつなぐ」「夢をはぐくむ」という「4つの要素」が求められるとし

ている。「未来のまちづくりに向けた4つの要素」をもとに、長期ビジョンがまとめられ、全体テーマを、「人・場・時をつなぐ 夢をはぐくむ長久手 長久手人こそ私たちの誇り 気長に手をかけ みんなで未来を拓く」としている。

[3]計画推進のための方策

この計画は、非法定計画であり、市独自の未来に向けたビジョンを示したものである。そのため、今後の3回の総合計画において、その時々現状や課題を分析し、「未来まちづくりビジョン」の方向性に即して、10年間の具体的な取り組みを位置づけることにしている。

[4]計画策定プロセス及びプロセスを通じた変化

計画策定にあたり、学識経験者等から構成される「長久手未来まちづくり懇話会」を、2015年1月から7月にかけて計7回開催した。また、2050年に主体的な関わりが期待される若者の意見を反映させる必要があるとの考えから、「若者座談会」と「中学生作文」を実施した。

2-2. 「第6次長久手市総合計画 2019-2028（ながくて未来図）（2019.3）」

[1]計画策定の背景

「未来まちづくりビジョン」の策定を踏まえ、行政主導のまちづくりから、市民と行政が協働する「市民主体のまちづくり」の実現に向けた第一歩となる計画として、2019年3月に、「第6次長久手市総合計画」を策定した。

[2]計画の構成

この計画は、まち全体の将来像として、「幸せが実感できる 共生のまち 長久手～そして、物語が生まれる～」を掲げている。また、分野ごとの目指す姿「基本目標」、基本目標実現のためにすべきこと「政策」、政策実現のための手段「施策」を位置づけている。

将来像の実現のために、7つの分野ごとの「2028年の本市が目指すまちの姿」を、「基本目標」として定めている。また、その姿がイメージできるようにするため、分野ごとに1つの事例を「ながくて未来の物語」としてまとめている。さらに、基本目標を実現するための「取組の方向性」をまとめている。

具体的な事業については、5年間の行程を、「アクションプラン」として整理している。また、年度ごとの進捗状況を踏まえ、年度版のアクションプランが策定されている。

[3]計画推進のための方策

「「ながくて未来図」の推進」では、「市民主体のまちづくり」の実現に向けて、(1)「長久手市みんなでつくるまち条例」に沿ったまちづくりの実施、そして、(2)計画を推進した結果、「将来像」に向かっているのかについて、方向性を、独自の取り組みである「幸せのモノサシ」で掲げている5つのまちと人の状態を示した指標で確認していく、PDCAサイクルが想定されている。

[4]計画策定プロセス及びプロセスを通じた変化

そもそも、総合計画の策定の趣旨として、「2050年に向け、市民主体のまちづくり文化を育む種を蒔こう！」を掲げており、総合計画の策定において、(1)多くの市民が策定

に関わることを、(2)「まちづくり」を「我が事」ととらえる市民を増やすこと、(3)市民同士のつながりが生まれ、計画実行を担う市民を育てること、を意識して、策定作業が進められてきた。これら3つを達成するため、「知ってもらう!」「意見をもらう!」「主体的に考えてもらう!」という段階ごとの市民参加の取り組みが実施された。

2016年度から、基礎調査が行われた。2017年度からは、庁内での検討や総合計画審議会での検討に加えて、市民参加の取り組みとして、テーマ別検討会議や市民まちづくり計画づくり会議、団体ヒアリング、小中学生からの意見、学生まちづくり甲子園、パブリックコメント等が行われた。

総合計画の策定における議論や「市民まちづくり計画をつくる会議(2018.4-12)」を踏まえ、基本構想実現のために市民が取り組むものとして、「長久手市市民まちづくり計画(2019-2028)」が作成された。ここでは、行政の「施策」に対して、「市民アクション」が位置づけられている。

2-3.「長久手市都市計画マスタープラン(2020.3)」

[1]計画策定の背景

2010年3月に策定された「長久手市都市計画マスタープラン」から10年近く経過し、また、「第3次長久手市土地利用計画(2018.3)」や「第6次総合計画」を踏まえ、2018年度後半から、改定の検討が開始され、2020年3月に、「長久手市都市計画マスタープラン」が策定された。

前計画は、「はじめに」「現況と課題」「全体構想」「地域別構想」「計画の実現に向けて」の5つの章から構成されている。「全体構想」では、「基本理念・目標と将来都市構造」を示した上で、「まちづくりの方針」として、5つの方針を示している。また、「地域別構想」では、4つの地域に分けている。さらに、「計画の実現に向けて」では、「・・・これまでのように行政主導でまちづくりを進めるのではなく、地域住民の積極的な参加・連携を促し、・・・まちづくりを協働で進めていくとともに、地域住民が主体となって地域の課題は自らで解決していく自律的なまちづくりを進めることが求められます・・・」との認識を示している。

[2]計画の構成

この計画は、「都市計画マスタープランの位置づけと構成」「現況把握と課題の整理」「全体構想」「地域別構想」「計画の実現にむけて」の5つの章から構成されている。「全体構想」では、「基本理念」「基本的な考え方」「将来都市構造」を示した上で、「分野別の方針」として、6つの方針を示している。「地域別構想」では、4つの地域に分けている。前計画と比較して、全体構想の内容に変化が見られる。

[3]計画推進のための方策

全体構想において、基本的な考え方の一つとして、「公共施設や公共空間の利活用による楽しみ、くつろげる場の創出に係る活動の継続により、市民協働の土壌が育まれるまちを目指す」を挙げ、「都市運営」の考え方が導入されている。そして、その推進のために、分野別の方針の一つとして、「都市運営の方針」が位置づけられている。

さらに、「計画の実現にむけて」の「市民協働によるまち

づくりの推進方針」では、行政と市民との協働によるまちづくりに関する課題解決の取り組みのあり方を示している。ここでは、「できることや小さな取組から始め、社会実験などの柔軟な対応により、多くの人が気軽に参加し、試行錯誤しながら、活動を継続する」とし、「この取組を継続し、経験を蓄積していくことで、地域住民や多様な主体が自ら地域の魅力の向上やにぎわいの創出に取組む活動である『エリアマネジメント』の契機とします」としている。行政と市民との協働による取り組みでは、必ずしも直線的ではない、PDCAサイクルとは異なる往還的なプロセスが想定されており、取り組み経験の積み重ねによりエリアマネジメントにつながっていくことがイメージされている。

[4]計画策定プロセス及びプロセスを通じた変化

計画の改定にあたり、策定委員会及び庁内に策定部会を設置し、また、市民参加の機会としてワークショップを開催した他、パブリックコメントを実施した。

第1回策定委員会では、改定における課題の整理として「都市運営」の視点はなかった¹⁹⁾。議論を踏まえ、第2回において、都市運営の視点から課題が整理されるとともに、方向性が示された²⁰⁾。その後、分野別の方針の一つとして位置づけられることになった²¹⁾。

当初は、地域別のワークショップの実施が想定されていたが²²⁾、ワークショップの目的を再確認する中で、計画への市民意見の反映だけではなく、今後の市民のアクションへの契機となることを目指して、「公共空間の利活用」をテーマに実施された。第1回目は、「まちの使い方を考えるスタートアップ説明会」として開催された。続いて、第2回目は、「みんなで公共空間の新たな使い方を考えよう!」を、また、第3回目は、「みんなで公共空間の新たな使い方について具現化しよう」をテーマに開催された。その後、試行的な取り組みとして、「まちかどデザイン～見せる花壇づくり～」が実施された。ワークショップでの検討内容を伝えるために、都市マスメニューが計4回発行された。

策定委員会での議論やワークショップを踏まえて、計画に、「市民との協働によるまちづくりに関する取組のあり方」を示す図が位置づけられた。

2-4.「長久手市立地適正化計画(2024.4)」

[1]計画策定の背景

2022年10月から、都市計画マスタープランの一部として、「立地適正化計画」の検討が開始され、2024年4月に、「長久手市立地適正化計画」が策定された。

[2]計画の構成

この計画は、スローガンとして、「長久手らしさを育み、歩いてみたい、住み続けたいをかなえるまちづくりプラン」を掲げている。計画は、「立地適正化計画について」「上位関連計画の整理」「都市構造上の課題」「立地適正化に関する方針」「居住誘導区域の設定」「都市機能誘導区域及び誘導施設の設定」「誘導施策」「防災指針」「計画の進め方」から構成されている。

[3]計画推進のための方策

「計画の進め方」の「計画の実現に向けた方針」では、「施策を実施する上でも、「種を蒔く(=役割を担ってもらう)」ことで、「芽が出て、水を蒔く(=主体性が芽生え、育つ)」ことにつなげていくこととします」とある。さらに、その先には、「花が咲く(=「市民主体のまちづくり」が文化として定着する)」ことがイメージされている。その上で、「市が主体的に施策を実施することを前提としますが、計画の実現に向けたまちづくりを進めるためには、市民や企業など多様な主体(以下、市民等)との連携が必要不可欠です。そのため、行政により、本計画で提示するまちづくりのねらいやイメージの共有、まちづくりを考える機会を適宜創出し、市民等が主体となりどのように暮らしたいか、どのようにまちづくりに関わっていききたいか、どうすればまちづくりを進めることができるか等を想像しながら、共感した市民等によりチャレンジする取組の実践を支援します。また、まちづくりを考える機会やチャレンジする取組から得られた経験や実績の検証を繰り返しながら計画の実現を目指します」と記載されている。そして、様々な機会や実践からフィードバックを受けながら、往還的なプロセスによって取り組みを進めていく「計画の実現に向けたフロー」が示されている。

[4]計画策定プロセス及びプロセスを通じた変化

計画策定にあたり、策定委員会及び市内に策定部会を設置し、また、市民参加の機会としてワークショップを開催した他、パブリックコメントを実施した。

策定委員会では、都市を「つくる」から「つかう」を意識した議論が行われてきた²³⁾。また、当初は含まれていなかった「都市運営」に関する事項も議論の対象となった²⁴⁾。

ワークショップは、その目的を再確認し、より身近なアクションにつながるテーマ「あえて歩いてみたくなるまちについて考えてみませんか？」や「これからも過ごしたいまち、訪れたいまちについて考えてみませんか？」を設定し、実施された。ワークショップを通して、実際にちょっとやってみようというアクションが生まれる等新たな動きが出てきた。また、ワークショップでの検討内容を伝えるために、ニュースレターが発行された。

策定委員会での議論やワークショップを踏まえて、計画に、市民のアクションを応援する「計画の実現に向けたフロー」が位置づけられた。これは、都市計画マスタープランに記載された内容を更新したものである。

計画では、ワークショップで提案されたアクションのアイデアを含めて、まちの将来像のイメージをイラストとして表現している。これは、イメージが市民に対して何らかのアクションの契機となることを期待したものである。

3. 長久手市における「市民参加」の取り組みの位置づけ

ここでは、長久手市において、「市民参加」の取り組みがどのように位置づけられ、政策化・制度化・仕組み化されてきたのかについて、時間軸に沿って、また、「行政計画」との関係を踏まえて見る。

3-1. 「市民主体のまちづくり」に向けた萌芽的な取り組み

長久手市では、市長の所信表明に基づき、「新しいまちづくり行程表～いっしょにつくろう新しいまちのかたち～(2012.6)」がまとめられた。ここでは、「一人ひとりの幸福度が高い「日本一の福祉のまち」へ!」を掲げ、合わせて、「つながり」「あんしん」「みどり」という3つのフラッグ(基本理念)を示した。

フラッグ1「つながり」は、「一人ひとりに役割と居場所のあるまち」の実現を目指したものであり、実際に、市民協働プロジェクト(2013年度-)、ながくて幸せのモノサシ事業(2013年度-)、地域共生ステーション(2012年度-)やまちづくり協議会(2015年度-)の設立等、新たな市民協働の事業や取り組みを行ってきた。

市民協働プロジェクトは、2013年8月から、若手職員による「長久手おむすび隊」の結成から始まり、若手市民と若手市職員が地域のことを地域で考え地域で取り組む「新しいまちづくりのしくみ」づくりを目指して行われてきた。ここから、「な」がくて「で」きたてラボラトリー:「なでラボ」と名付けられた取り組みが展開された²⁵⁾。

ながくて幸せのモノサシ事業は、2013年8月から取り組みが始まり、「ながくて幸せ実感調査隊」「ながくて幸せ実感広め隊」の活動を踏まえて、「ながくて幸せのモノサシ」の作成につながった²⁶⁾²⁸⁾。「第6次総合計画」における将来像や方向性の進捗状況を確認する上で、このモノサシを活用することが想定されていた。

市民と市職員がともに取り組む市民協働プロジェクトに参加していた若手職員が近年の取り組みでは、キーパーソンとなっている。

3-2. 長久手市における「市民主体の計画づくり」

市長の2期目の所信表明に基づき、「第2次新しいまちづくり行程表～市民主体で実現する「幸せが実感できるまち」～(2016.4)」がまとめられた。3つのフラッグの一つフラッグ1「つながり」において、「市民総動員の計画づくり」が掲げられていた。ここでは、「市民主体のまちづくりを推進するにあたり、今まで行政主導で策定してきた各種行政計画を市民主体で策定していきます。中でも、次期総合計画を平成28年度から平成30年度までの3か年かけて、「市民がつくり上げる総合計画」を目指し、計画策定の様々な過程を市民主体で取り組みます」とあるように、これまでとは異なるアプローチでの展開を目指していた。

実際に、「市民主体の計画づくり」として、広報誌やウェブサイトを通して、その年度に策定される計画を示し、市民の参加を呼びかけている。長久手市のウェブサイトでは、「市民のみなさんに計画づくりに参加いただくことで、まちへの関心、愛着が生まれ、そこに集まった方たちと知り合い、つながりが生まれることを期待しています。多様な考えを持つ人同士が話し合い、意見をまとめるには、時間がかかりますが、多くの市民のみなさんに参加いただき、意見を交わすことで、より多くの人が納得できる計画を作ることができます」と記載されている。

総合計画の策定では、多様な手法が用いられていたが、「市民参加の計画づくり」では、策定段階でのワークショップ、ニュースレターの発行、案作成段階でのパブリックコメントが中心になっている。

3-3. 「長久手市みんなで作るまち条例 (2018.7 施行)」

長久手市では、2016 年 9 月から、(仮称) 自治基本条例の制定に向けて、市民と職員で構成する検討委員会において、条例に盛り込む内容を検討し、2017 年 3 月に、骨子を市長に提出した。その後も議論が積み重ねられ、「長久手市みんなで作るまち条例」の素案の作成、11 月には、タウンミーティングが、さらに、パブリックコメントが実施された。2018 年第 1 回市議会定例会において可決され、2018 年 7 月 1 日から条例は施行された。

この条例は、市民主体のまちづくりの実現に向け、市民、議会、市それぞれがどのような役割を果たし、どのようにまちづくりを進めていくのか、まちづくりの基本的なことを定めている。条例の第 4 条では、長久手市におけるまちづくりの基本原則として、(1)情報共有の原則、(2)市民参加の原則、(3)協働の原則が定められている。

条例の第 3 章「市民主体のまちづくり」の第 10 条「市民参加及び協働」の第 1 項において、「市は、計画の立案、実施及び評価の過程において、多様な市民参加の機会を保障し、得られた意見等を市政に反映するよう努めます」と示されている。条例の解説書では、「市民の日常に関わる計画の立案、実施及び評価を行う過程で、市は、多様な方法(審議会等の市民公募委員、アンケート調査、参加型ワークショップ、パブリックコメント等)により、市民参加の機会を保障します。計画の内容によって、適切かつ効果的な市民参加の方法を検討します。なお、市民の皆さんから得られた意見等については、市が責任を持って集約し、まとめ、市政に反映するよう努めます」とある。

また、条例の第 17 条「計画的な市政運営」において、総合計画を位置づけており、条例の解説書によれば、市は、第 10 条に則り、市民参加により総合計画を策定し、これに基づく市政運営を基本とすること、また、「基本構想は、議会の議決を経て、決定することを定めている。

3-4. 「長久手市みんなで作るまち条例に基づく計画等策定ガイドライン (2020.12)」

長久手市では、これまで各課が個別に「情報共有」及び「市民参加」(以下、「市民参加手続」)に取り組んできたが、市役所全体のルールや基準のようなものはないとし、結果的に、市民参加手続に対する共通理解や認識に温度差がある中で、政策、施策の計画立案及び事業の方針決定等が実施されてきたのが現状であると認識されている。そこで、条例のまちづくりの基本原則に基づき、計画の策定等における基準として、ガイドラインが作成された。

このガイドラインでは、「市民参加手続を行うことは、市民に方針決定を任せるとか、市民意見を何でも反映させるということではありません。市民の意見を十分に踏まえた行政運営を行っていくことである」と記載され、さらに、

「ガイドラインの活用」として、「「本ガイドラインのとおり策定作業を行ったから大丈夫!」ではなく、それぞれの計画等の特徴を踏まえ、必要に応じて積極的に市民参加の機会を設けるとともに、市民主体のまちづくりに向けて取り組んでいきましょう」と記載されている。

市民参加手続について、具体的には、「策定等作業開始から現状と課題の把握・整理の段階」では、アンケート調査、ヒアリングを、「政策、施策及び事業の計画策定等の検討段階」では、ワークショップ、意見交換会、ヒアリングを、「政策、施策及び事業の計画策定等のまとめの段階」では、パブリックコメント、さらに、「その他」を挙げている。さらに、「政策、施策及び事業の計画策定等の検討段階では、市民と地域の問題を共有し、まちのことに興味を持ってもらう良い機会となります。事業実施時にも継続した市民参加が期待できることから、協働、市民主体のまちづくりを意識して取り組む」とし、「全ての市民を対象とした取組として「ワークショップ」、または、「意見交換会」のどちらかの実施を心がけましょう。また、実施にあたっては、地域によって特色が異なることから、小学校区別での実施に努めましょう」と記載されている。

3-5. 「長久手市みんなで作るまち条例検証報告書 (2023.6)」

条例に沿った取り組みが実際にどのように展開されているのかについて、条例の第 21 条に基づき、5 年を超えない期間ごとの検証が求められており、2023 年 6 月に、「長久手市みんなで作るまち条例検証報告書」がとりまとめられた。市民意識調査、市民への意見聴取、市民団体主催のフォーラムでの意見、庁内ヒアリング、市民団体等へのアンケートが行われ、その報告を踏まえ、条例検証会議で検討され、とりまとめられている。庁内ヒアリングでは、ワークショップへの参加者の固定化等が指摘されており、期待と課題が共有されていた。

報告書は、条例の条文ごとに、主な取り組みやアンケート調査等の結果を踏まえた成果と課題が整理され、今後に向けた方向性や検証会議での意見等が示されている。

報告書の「はじめに」において、「市民主体のまちづくり推進のための取組は、試行錯誤の繰り返しであり、あらゆる方法で検討しながら市民と市が協働して市民主体のまちづくりへ転換していくことが求められます」との認識を示していることが重要である。第 10 条「市民参加及び協働」については、市民意見の計画への反映の難しさ、達成感や充実感が得られる取り組みの必要性とともに、市民が活動を始めるきっかけになることへの期待が示されている。また、自治基本条例で理念を定め、具体的な手法を定める市民参加条例の制定の検討提案も出されている。

3-6. 「第 2 次長久手市地域協働計画 (2024.3)」

2009 年 3 月に策定した「長久手市地域協働計画」では、市民と行政の協働という考え方を浸透させるため、協働の必要性、協働の原則、協働の進め方等の「協働の定義」を整理し、また、基本理念として、「みんなで進める共助と自

治のまちづくり」を示した。さらに、PDCA サイクルにより進行管理を行うとした。その後、原則的な項目を、「ながくて協働ルールブック 2010 (2010.6)」として、まとめた。なお、これは、「あいち協働ルールブック 2004」を参考に独自のルールが追加されたものでもある。

その後、「市民主体のまちづくり」を進めていく中で、多様な協働の形が見られるようになってきたことから、改定に向けて、2021 年度からワークショップや交流会を積み重ね、2024 年 3 月に、「第 2 次長久手市地域協働計画」を策定した。計画策定プロセスでは、プロトタイピングの体験をする等新たなチャレンジが行われていた。

この計画では、「長久手らしい協働のあり方」を再定義し、対話を通して地域課題に向き合う協働のプロセスとその実践に向けた取り組みをまとめている。中でも、「強くて深いつながり」ではなく、「ゆるやかなつながり」で協働を醸成することをビジョンとして掲げていること、さらに、協働の実践プロセスとして、「観察・共感→課題の定義→創造→試作（プロトタイピング）→テスト（検証）」を示していることが、計画の特徴である。協働の実践プロセスは、従来の PDCA とは異なり、デザイン思考等で想定されている。

4. 考察

長久手市の「行政計画」及び「市民参加」の取り組みを時間軸に沿って整理したのが図 1 である。以下では、分析の視点に基づき、取り組みの変遷やその経緯を踏まえて、考察する。

[1]行政としての市民参加の位置づけや施策展開

長久手市では、これからを見据えた時に、「市民の力を活かす取り組み」や「市民主体のまちづくり」を進めること、そして、そのためには、対話を基盤にし、市民の主体性の発揮の契機となる場や機会が必要であることへの認識があった。さらに、取り組みを積み重ねることで、「市民参加」の土壌づくりにつながることを期待していた。

実際に、条例の制定をはじめとして、「参加」や「協働」を応援する仕組みを整備することで、行政への参加を手続的に担保し、そして、参加の機会を充実化してきた。こうした市民参加の政策化・制度化・仕組み化について、松宮

は、地域参加の施策化という観点から、地域参加の促進による市民セクターの活動の充実化というポジティブな側面と行政が担っていた役割を住民が代替する強いられた地域参加の拡大化というネガティブな側面という対極的な捉え方があるとしている²⁹⁾³⁰⁾。「市民主体の計画づくり」では、参加により市民の意見を計画に反映させるだけではなく、市民との連携や協働によって計画の実現、すなわち、事業の実施を進めていきたい意図も見られた。ここでは、一主体として市民を捉え、その主体性や可能性を育む取り組みを進めており、今後は、このような市民参加の捉え方が求められる。

[2]計画策定への市民参加の射程

長久手市では、「行政計画」と「市民参加」を繋ぐ「市民主体の計画づくり」として、多くの計画策定において、参加の機会を作ってきた。「総合計画」の策定では、市民参加に積極的に取り組み、多様な手法を用いた。結果として、市民意見の反映だけではなく、市民のアクションとして、「市民まちづくり計画」が「総合計画」に位置づけられた。また、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」の策定では、ワークショップを実施する目的を再確認する中で、当初とは異なる市民のアクションを想定したワークショップが実施された。計画策定プロセスを通して、計画が捉え直され、また、市民参加の進め方も変化した。計画策定を進める上で、改めて市民参加の位置づけを明確にすることが求められる。

[3]計画策定後の計画実現に向けた市民参加の射程

長久手市では、計画策定プロセスを通して、市民のアクションを誘発・喚起し、応援する仕組みの重要性が共有される中で、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」に、新たにマネジメントの方針、仕組みやプロセスが位置づけられ、計画上の変化があった。また、「第 2 次地域協働計画」では、デザイン思考等で想定される協働の実践プロセスが明示されており、PDCA サイクルから一歩踏み込んだ姿を示している。計画自体に、マネジメントの方針や方策を示すことで、計画策定後の計画実現に向けて、一主体として市民の参加を想定することになる。

[4]計画策定後の波及効果

	～ 2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	～	
	吉田市長 (2011. 9-) 市制施行 (2012. 1)												佐藤市長 (2023. 9-)			
	新しいまちづくり行程表 (2012. 6)				第2次新しいまちづくり行程表 (2016. 4)						「長久手まちづくりビジョン」					
	長久手未来まちづくりビジョン (2015. 10)															
総合計画	第5次総合計画 (2009. 3)							第6次総合計画 2019-2028 (2019. 3)								
								前期アクションプラン2019-2023／後期アクションプラン2024-2028 市民まちづくり計画 (2019-2028) (2019. 3)								
都市計画								まち・ひと・しごと創生総合戦略 第1期 (2015-2019)				第2期 (2020-2024)		第3期 (2025-2028)		
	都市計画マスタープラン (2010. 3)							都市計画マスタープラン (2020. 3)								立地適正化計画 (2024. 4)
参加や協働	「市民協働プロジェクト」				「市民主体の計画づくり」											
	みんなで作るまち条例に基づく計画等策定ガイドライン (2020. 12)															
	みんなで作るまち条例 (2018. 7施行)												みんなで作るまち条例検証報告書 (2023. 6)			
	地域協働計画 (2009. 3)							第2次地域協働計画 (2024. 3)								
	ながくて協働ルールブック (2010. 6)															

図 1：長久手市における「行政計画」及び「市民参加」に関わる取り組みの変遷

長久手市では、「都市計画マスタープラン」の策定を契機に、いくつかの動きが見られた。「都市計画マスタープラン」の実現方策に、マネジメントやプロセスのイメージが記載されたことで、長久手中央2号公園の再整備に伴うパークマネジメントの試行的な取り組みが進められた³¹⁾。また、「立地適正化計画」の策定に波及し、アクション志向の市民参加の取り組みを継続し、さらに、「立地適正化計画」に独自の内容を記載することになった。さらに、文化の家、中央図書館、桧ヶ根公園エリアの将来ビジョンの検討においても、同様のワークショップが実施された³²⁾。「行政計画」及び「市民参加」を捉え直した結果、計画策定後に、波及効果生まれ、連鎖的な動きを生み出している。

[5]まとめ

長久手市では、「行政計画」及び「市民参加」を捉え直し、独自の取り組みを行ってきた。計画への記載内容の変化により、計画策定への市民参加の進め方も変化し、さらに、それ以後の計画に波及するという点で、「行政計画」と「市民参加」の取り組みが循環し、さらに、計画とそれ以後の計画が連鎖し、その内容を更新してきた。

5. 結論と今後の課題

5-1. 結論

本研究では、長久手市における「行政計画」及び「市民参加」の取り組みの変遷や経緯を見ることで、自治体がそれぞれをどのように捉え直し、また、両者の関係を踏まえてどのような取り組みが進められたのかを考察した。

長久手市の取り組み事例を通して明らかになったこと、そして、今後のあり方は以下の通りである。

[1]自治体は、「行政計画」及び「市民参加」を捉え直すことで、独自の取り組みを行うことができる。「行政計画」と「市民参加」は、相互作用を及ぼす関係にあり、両者の関係を踏まえた取り組みを行うことで、計画の内容や計画策定への市民参加の進め方に変化を生み出すことができた。「行政計画」の内容と「市民参加」の取り組みを循環させながら、さらに、計画とそれ以後の計画を連鎖させながら、更新することができる。

[2]計画策定後の市民参加を意識することで、計画策定への市民参加の進め方や計画の内容を捉え直すことができた。特に、計画自体に、マネジメントの方針や方策を示すことは、計画の役割を捉え直すことであり、また、計画実現に向けて、一主体としての市民の参加を想定し、市民とともに計画を実現することが明確にできる。

[3]市民参加の政策化・制度化・仕組み化により、行政への参加を手続的に担保すること、参加の機会を充実すること、参加や協働を応援する仕組みを整備することができた。一方で、市民参加の施策化は、取り組みの形式化・形骸化、画一化、そして、「参加させられ感」を生み出す懸念もある。市民参加のあり方を常に問い直し、また、「行政計画」と「市民参加」の相互関係を踏まえることで、これからを見据えた取り組みをすることができる。

5-2. 今後の課題

本研究では、自治体の「行政計画」及び「市民参加」の捉え直し、市民参加の政策化・制度化・仕組み化の取り組みから、計画策定プロセスを通じた計画内容の変化、計画策定への市民参加の手法の更新、そして、計画策定後の波及効果を見てきた。今後の課題は、計画実現に向けた具体的な市民のアクション等を通じた成果の把握である。

【参考文献】

- 1) 今場雅規他 (2024.10)「社会変化に対応した市町村都市計画マスタープラン策定の方向性に関する研究」日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol.59 No.3, pp.1407-1414
- 2) 峯敬泰他 (2025.4)「自治体の分野別基本計画を統合する空間計画の策定手法—草加市都市計画マスタープラン策定の事例分析—」都市計画論文集, Vol.60 No.1, pp.103-112, 日本都市計画学会
- 3) 小浦久子他 (2024.10)「地区レベルの実践と都市の計画をつなぐ計画論」日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol.59 No.3, pp.1462-1468
- 4) 村山顕人 (2021.1)「都市マスタープランを支える計画策定技法」都市計画, Vol.70 No.1, 348, pp.40-45
- 5) 安部浩成 (2022.2)「自治体職員のための市民参加の進め方」学陽書房
- 6) 松本卓也他 (2024.10)「新概念を用いたまちづくり活動の「新鮮味」がもたらす新たな参加に関する研究」日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol.59 No.3, pp.690-697
- 7) 小林敬一 (2017.2)「都市計画変革論」鹿島出版会
- 8) 中島直人他 (2018.9)「都市計画学」学芸出版社
- 9) 日本都市計画学会編著 (2021.3)「都市計画の構造転換」鹿島出版会
- 10) 杉崎和久 (2010.8)「都市計画関連分野における「参加」機会の現状」都市計画, Vol.59 No.4, 286, pp.55-59, 日本都市計画学会
- 11) 内海麻利 (2017.3)「都市計画における「参加」の諸相—都市計画学会学術研究論文を素材として—」自治体学, Vol.30-2, pp.43-50, 自治体学会
- 12) 杉崎和久 (2022.6)「都市計画・建築における市民参加の歴史」建築雑誌, Vol.137 No.1763, pp.20-23, 日本建築学会
- 13) 杉崎和久 (2025.5)「都市計画における市民参加のこれまでと今後」都市計画, Vol.74 No.3, 374, pp.14-17, 日本都市計画学会
- 14) 安富啓他 (2021.1)「都市マスタープラン等における市民参加のこれから」都市計画, Vol.70 No.1, 348, pp.56-59
- 15) 饗庭伸・山崎亮 (2024.9)「コミュニティデザインの現代史」学芸出版社
- 16) 木下勇 (2007.1)「ワークショップ」学芸出版社
- 17) 世古一穂 (1999.1)「市民参加のデザイン」ぎょうせい
- 18) 世古一穂 (2001.2)「協働のデザイン」学芸出版社
- 19) 第1回長久手市都市計画マスタープラン策定委員会 (2019.1.9) <資料6: 都市計画マスタープラン改定における課題の整理表>
- 20) 第2回長久手市都市計画マスタープラン策定委員会 (2019.3.25) <資料2: 都市計画マスタープラン改定における課題の整理表>
- 21) 第3回長久手市都市計画マスタープラン策定委員会 (2019.4.22) <資料: 全体構想(案)>
- 22) 第1回長久手市都市計画マスタープラン策定委員会 (2019.1.9) <資料2: 長久手市都市計画マスタープラン策定 スケジュール(H30-31)(案)>
- 23) 第1回長久手市立地適正化計画策定委員会 議事録 (2022.12.2)
- 24) 第1回長久手市立地適正化計画策定委員会 (2022.12.2) <資料9: 都市計画マスタープランにおける都市運営の方針への対応について>
- 25) なでラボ (2015.3)「長久手市 市民協働プロジェクト なでラボ コンセプトブック」
- 26) 草郷孝好 (2022.7)「ウェルビーイングな社会をつくる」明石書店
- 27) 草郷孝好編著 (2018.3)「市民自治の育て方」関西大学出版部
- 28) 草郷孝好 (2015.12)「市民主導の地域社会構築とアクション・リサーチ」人間福祉学研究, 第8巻第1号, pp.27-40
- 29) 松宮朝 (2014)「「地域参加」の施策化をめぐる」社会福祉研究, 第16巻, pp.15-28
- 30) 松宮朝 (2022.3)「かかわりの循環」晃洋書房
- 31) 名久井洋一 (2022.10)「新たなチャレンジを生み出す公園づくり」公園緑地, 83号, pp.19-20, 日本公園緑地協会
- 32) 長久手市「[WS 開催案内] より魅力的な、文化の家、中央図書館、桧ヶ根公園エリアについて考えてみませんか?」(<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kensetsubu/toshikeikakuka/4/1/24744.html>) (最終閲覧: 2025年8月8日)

岐阜県飛騨市におけるライフスタイル移住者の地域コミュニティへの適応プロセスとその要因

Adaptation Process and Factors of Lifestyle Migrants to Local Communities in Hida City, Gifu Prefecture, Japan

森島明日香*・金度源**・松井大輔***・大窪健之****

Asuka Morishima*, Dowon Kim**, Daisuke Matsui***, Takeyuki Okubo****

According to Nagatomo's definition, the concept of lifestyle migration, defined as “modern migration in which an individual's aspirations for his or her way of life and quality of life have a significant influence on migration decisions.” This study was conducted to understand the adaptation process of lifestyle migrants to the local community and its factors. As a result, it was found that the adaptation factors can be classified into four major categories: [interaction with residents], [expansion of human relationships], [in-depth interaction], and [sense of connection and self-usefulness with the community]. Maladaptive factors can be divided into five major categories: anxiety before and during the initial stages of migration, physical isolation, unfamiliar environment, mental isolation, and relationships with residents.

Keywords: Migrants, Lifestyle Migration, Local Community, Adaptation Process, Adaptation Factors

移住者、ライフスタイル移住、地域コミュニティ、適応プロセス、適応要因

1, はじめに

1-1 背景

従来の移住は、送り出し側社会における経済・宗教・政治的要因等のプッシュ要因と、受け入れ側社会における低失業率や高賃金、政治的安定等のプル要因により促進されてきた。一方、現代の移住は必ずしも生活維持のための手段ではなく、個人の生き方や理想に関する志向が意思決定に影響を及ぼす傾向が顕著となっている。¹⁾さらに、ICTの普及に伴い、時間や場所に制約されない就労形態が拡大し、生活環境や生活様式を重視した居住地選択が一般化しつつある。このように、経済活動を主要因としない移住は「ライフスタイル移住（以下、LM）」と称される。

Benson は LM を「経済的理由や仕事や政治的理由など伝統的に主流であった移住理由以外の、より広範な意味での生活の質を求めての移住」と定義²⁾している。長友はこれを、「個人の生き方や生活の質に対する願望が移住の意思決定に大きく影響を与えている現代的な移住」と位置づけ、移住せざるを得ない状況からの回避ではなく、主体性や希望に基づく移動である点を強調している¹⁾。

LM は移住先により、海外型、観光地型、農村型の三類型に分類される。特に農村 LM は、都市の脆弱性や自然環境の重要性が再評価される近年において関心が高まっている³⁾。松本ら³⁾は農村 LM に関する既存論文を網羅的に検討し、地域定着プロセスを「移住地域の決定」「職業の決定」

「地域コミュニティへの適応」の三段階に整理した。第1段階では、自然豊かで余裕ある暮らしに対する憧憬と地域環境との適合が移住地決定要因となる。第2段階では、移住前より就労・起業・就農の準備を進め、移住後は地域の労働力として機能する一方、都市での職を維持する事例も増加している。第3段階では、地域ルールを受容や共同活

動への参加を通じて地域に順応し、一員として承認される。この過程には、活発な共同活動および地元住民の高い受容意識が必要とされる。

地方地域は高等教育機関が少なく、高校卒業時の若年層流出を防ぐことは困難である。このため、人口流出抑制よりも U ターンの促進や移住者の誘致が重視される。移住者は、定住人口の増加に加え、地域に新たな発想や知見をもたらす存在として評価されており⁵⁾、多くの自治体が積極的な支援策を講じている^{※1)}。

しかし、農村 LM 者においても、地域社会やコミュニティに適応できず離村する事例は少なくない。⁴⁾したがって、移住者の誘致のみならず、定着促進が不可欠である。適応の成立には、移住者による能動的関与と地域側の受容姿勢の双方が求められ³⁾、これを支援する地域施策の重要性が指摘される。

1-2 既往研究の整理

農村 LM 研究の既往研究は、主として移住者に焦点を当て、移住動機や背景を解釈するアプローチが主流である⁶⁾。例えば、谷垣⁷⁾は移住者の移住動機や心理特性を明らかにし、それらが移住動機および移住地選択に及ぼす影響を考察した。塚崎⁸⁾は都市部居住者を対象に、地方移住への関心の変化を調査し、LM の潮流およびコロナ禍の影響を分析した。土田⁹⁾は飲食系起業者を対象に、移住動機や起業促進要因を分析している。また、I ターン移住を対象に、移住者の社会関係の広がり方と定住との関連を明らかにした研究¹⁰⁾もみられる。しかし、これらは LM 者の移住理由や背景、あるいは社会関係に着目したものであり、LM 者の地域適応プロセスそのものを実証的に論じた研究は存在しない。

一方、LM 者に限定しない一般的な移住者の地域適応や

*正会員・無所属

**正会員・立命館大学 (Ritsumeikan University)

***正会員・新潟大学 (Niigata University)

****正会員・立命館大学 (Ritsumeikan University)

地域住民との関係性に関する研究は一定数存在する。高橋¹¹⁾は奄美大島の小規模集落における I ターン者の受け入れプロセスを、西村ら¹²⁾は和歌山県色川地区における地区運営活動を通じた関係成熟の過程を明らかにした。加藤ら⁴⁾は、沖縄への移住者の社会・コミュニティ適応過程を分析し、地域内ネットワークの形成やソーシャルキャピタルの獲得が適応を促進することを示した。また、地元住民とのネットワークが文化的同化や地域アイデンティティの獲得に寄与する一方、移住者間のネットワークは適応過程における心理的負担を緩和することを示唆している。さらに、加藤ら¹³⁾は移住動機を類型化した上で適応曲線の特徴を述べているが、適応曲線の多様性を検証することに留まっている。

1-3 本研究の位置づけと目的

1-2 より、既往研究には「LM 者」という特定の移住形態に着目し、その地域適応プロセスを体系的かつ実証的に検証した研究が欠如している」という明確なギャップが存在する。本研究はこのギャップを埋めるべく、LM 者を対象に地域適応のプロセスを構造的に明らかにすることを目的とする。この知見は、農村地域における持続的な定住促進施策の立案や、地域社会の受け入れ態勢の構築に資する学術的・実務的意義を有する。

また、本研究では長友の定義に従い、LM を「個人の生き方や生活の質に対する願望が移住の意思決定に大きく影響を与えている現代的な移住」¹⁾と定義した。

2、調査の概要

2-1 対象地域：岐阜県飛騨市について

飛騨市は、住みたい田舎ベストランキング^{※2)}で、毎年上位に選出されている。大都市圏からの交通アクセスに恵まれているわけではなく、豪雪地帯という自然条件からも必ずしも生活利便性が高いとは言いが¹⁴⁾、移住者数は増加傾向にあり¹⁵⁾(図 1)、その半数以上が 40 代以下の現役世代である¹⁶⁾(図 2)。このような傾向は、経済的必然性よりも自然環境や地域コミュニティといった生活の質や生き方への志向が移住の動機となっている可能性を示唆する。さらに、市は「ヒダスケ！」^{※3)}や「飛騨市ファンクラブ」^{※4)}といった関係人口創出事業を展開しており、長友の定義するライフスタイル移住に合致する事例として調査対象として妥当である。

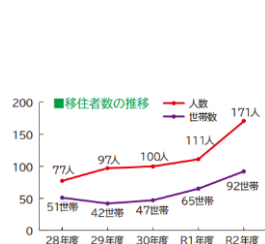


図 1 移住者数の推移¹⁵⁾

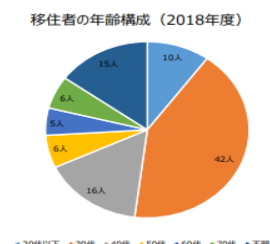


図 2 移住者の年齢構成¹⁶⁾

2-2 調査方法

表 1 調査対象者一覧

	性別	職業	職場	移住時期
A	男	自営業	飛騨	2020 年
B	女	経営者	飛騨	2015 年
C	男	自営業	飛騨	2012 年
D	男	会社員	高山	2023 年
E	女	パート＋フリーランス	飛騨	2012 年
F	男	経営者	飛騨	2018 年
G	女	会社員	飛騨	2023 年
H	女	会社員	飛騨	2021 年
I	男	自営業	飛騨	2022 年
J	男	会社員	リモート	2019 年
K	女	自営業	飛騨	2020 年
L	女	パート＋自営業	飛騨	2023 年
M	男	会社員	リモート	2019 年
N	女	会社員	飛騨	2022 年
O	女	会社員	飛騨	2020 年
P ^{※6)}	女	自営業	飛騨	2018 年
Q	女	パート＋自営業	二拠点	2020 年
R	女	会社員	飛騨	2018 年

表 2 事前アンケートの設問

	設問	選択肢
個人属性	年代	選択式
	出身都道府県	自由記述
	移住前の居住地	自由記述
	現在の居住地	選択式
	移住前の職業	選択式
	移住後の職業	選択式
	移住前後の生活変化	自由記述
移住決断きっかけ	移住を考え始めた時期	自由記述
	実際に移住した時期	自由記述
	移住動機	選択式
移住準備	移住先の候補地	自由記述
	移住先決定時の優先事項	選択式
	飛騨を選んだ理由	自由記述
	移住先での職はどのように決まったか	自由記述
	移住先の地域住民と移住前から交流があったかどうか	あった・なかった
	前の設問で「あった」とお答えした方は、どのような経緯で関わりが生まれたか	自由記述
移住後	居住地域において、参加されている地域活動	選択式
	居住地区内に悩みや心配事を相談する人、日常的に連絡を取っている人	地元住民と移住者の該当者数
	居住地区内に挨拶や立ち話をする人、顔見知りの人	同上

(1) 調査の流れ

飛騨市への移住者^{※5)}に対して事前アンケートと適応曲線の回答を依頼し、それをもとにオンラインで約一時間の半構造化インタビュー調査を実施した。その後、対象者の知人を紹介してもらうスノーボール・サンプリングにより対象者を集めた。最終的に18名の移住者に対し、2024年10～11月末の期間においてインタビュー調査を実施した。

(2) 調査対象者

本研究で調査を実施した18名の概要を表1にまとめる。

(3) 事前アンケート

調査対象者に回答を依頼したアンケートは、加藤ら⁴⁾の調査を参考に作成し、「個人属性」、「移住決断きっかけ」、「移住準備」、「移住後」の4つのセクションで構成した。各セクションの設問を表2に示す。

(4) 適応曲線

適応曲線とは、横軸を時間軸として移住した時点から現在までを設定し、縦軸を移住後の生活で感じた心理変化（ポジティブ＋～ネガティブー）とし、曲線変化に関するエピソードを記載したものである。加藤らは地域全体への適応を調査しているが、本研究では「地域コミュニティへの適応」に関する心理変化を曲線で表現してもらった。＋の心理状態を「馴染んだ、上手くいった、嬉しい、楽しい」、－の心理状態を「馴染めない、上手くいかない、辛い、悲しい」と例示し、それぞれの心理に至った出来事を時間軸に沿って記入してもらった。加えて、下記の補足と図3の記入例を提示し、回答者間で理解を統一した。評価はあくまで対象者本人の主観によるものであり、同一の出来事であっても、例えば自治会への加入を肯定的に捉える者もいれば、負担感として否定的に捉える者もいる。そのため、全員の評価が一致することは想定しておらず、本研究ではこうした主観的差異を含めて適応過程の多様性として分析対象とした。

本研究における分析上の「地域コミュニティへの適応」は、①地元住民との関係構築、自治会等の活動参加といった社会的関係の形成、及び②その状況に対して自らを「適応できている」と認識する心理的状態の双方を含む概念として位置づける。本調査では、対象者にこの用語を明示的に提示していないが、適応曲線の作成にあたり具体的出来事とそれに伴う心理状態の記述を求めたため、本定義に沿った解釈が可能である。

また、本研究において参照する「適応曲線」は、加藤ら^{4),13)}によって提示された概念であるが、同研究は紀要論文であり学術的信頼性に限界がある。このため、本研究ではデータを整理・可視化するための分析補助枠組みとして位置づける。適応曲線は、移住者の主観的経験を時系列的に整理し、段階的な変化を把握できる特徴がある。心理的適応過程を視覚化することで、文章記述のみでは捉えにくい心理変化を明確化できるという強みを有する。一方で、適応曲線は描き手の主観的評価に依存するため、心理変化の強弱や曲線形状の基準が統一されにくいという限界がある。

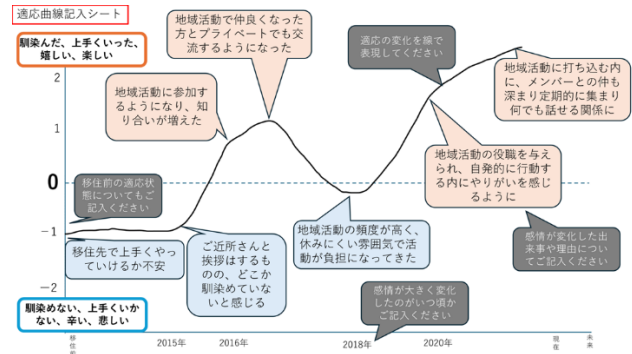


図 3 対象者に適応曲線の例として提示したもの

〈補足〉

- ・時間軸はご自身で自由に設定
- ・心理変化が生じた時期やタイミングが分かるように記載
- ・心理変化にまつわる出来事やエピソードも記載
- ・心理変化の上下は、主観で問題ない

・本調査における「地域コミュニティ」とは、「地元の町内会、自治会、農村の寄り合い等地縁的つながりのある様々な組織や集まりといった地域共同体」と定義^{※7)}しています。

一部で地域コミュニティへの適応に関連しないエピソードの部分で適応曲線の上下が見られた。本研究では、地域コミュニティへの適応にフォーカスした適応曲線に揃えて分析を行うため、インタビュー調査後に、地域コミュニティにフォーカスした版の適応曲線に修整したものを対象者に共有し、承諾を得られた適応曲線を用いて分析を行った。

(5) インタビュー調査

事前アンケートと適応曲線の回答を深掘りするため実施した。適応曲線の時系列に沿って曲線変化の理由や意図、曲線変化にまつわるエピソード、不適応時の心境を中心にお話を伺った。うち2名はイレギュラーな対応をとった。Bさんは、調査途中で中断を余儀なくされたため、残りの質問への回答を後日文章でいただいた。Dさんは、適応曲線の事前作成が困難だったため、インタビュー時に画面共有しながら適応曲線を作成した。

2-3 分析対象者

本研究では、飛騨市に移住した者を対象にスノーボールサンプリングを用いて調査対象者を抽出した。分析対象者の選定に際しては、長友の定義するLM移住に該当するか否かを、アンケート及びヒアリング調査の移住動機に関する設問により確認した。その結果、経済的理由を主たる移住動機とする者はおらず、全ての対象者が上記定義に適合していた。現段階で飛騨市におけるコミュニティ形成の必要性を感じていない者（例：二拠点居住者や居住地を模索中の者）は、分析対象から除外した。最終的な分析対象者は、表1のO.Rを除く16名である。

3. 調査結果

本章では、調査結果を整理する。適応曲線の形状や始点・終点に着目して「適応曲線の形状分類」を行った後、適応曲線に記載されたエピソードを、KJ法を用いて「適応・不

適応要因の分類」をすることで適応・不適応に至るプロセスを把握する。

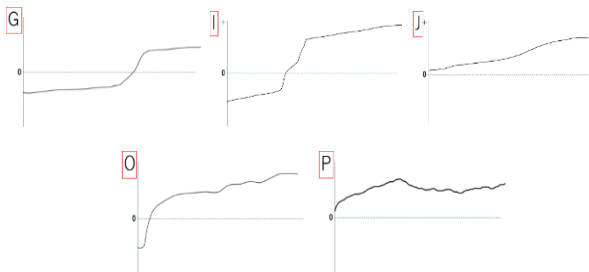
3-1 適応曲線の形状分類

適応曲線の表示にあたり、提出された曲線を正確にトレースしたものとする。まず、適応曲線に上下変化があるかを軸に見た結果、右肩上がりでプラス領域で一定の適応曲線を【一定変化型】と命名した。右肩下がりやマイナス領域で一定の適応曲線は本調査では無かった。次に、複数回の上下変化を経た後、直近の傾きが右肩下がりとなっているものを【下がり調子型】、直近の傾きが右肩上がりとなっているものを【上がり調子型】と命名した。

分類の結果、移住先に知人がいない不安を感じる人や、移住初期に地域住民と関わる機会が無かった人は適応曲線がマイナスから始まる傾向があった。一方、移住先に既に知人がいた人や、移住生活に期待を持っていた人はプラスから始まる傾向が見られた。ここで、曲線の傾きは、終点の位置にかかわらず適応度合いの変化傾向を示すものである。例えば右肩下がり曲線が終わる場合、終点がプラス領域であっても、現状が続けば将来的に不適応となる可能性があるとして解釈する。なお、本分類は結論導出に直接的影響を与えるものではなく、あくまで全対象者の適応曲線を提示するにあたり、羅列よりも可読性を高める目的で行ったものである。

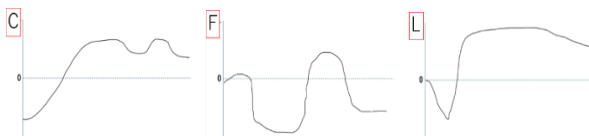
【一定変化型】・・・G,I,J,O,P

一定変化型は、一度プラスになった後はマイナスになっていないという特徴があることがわかる。



【下がり調子型】・・・C,F,L

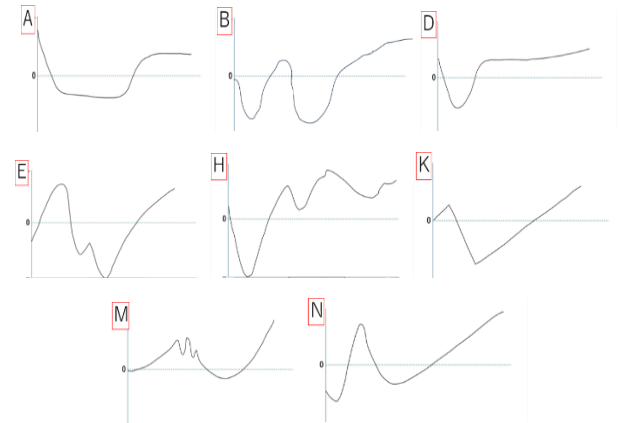
C,F さんの、適応曲線が下がり気味・不適応となった共通点として、地元住民との関係性が良好ではないことが明らかとなった。L さんは地域での自己有用感の高まりから適応曲線がプラスに転じているが、現在は仕事が多忙でボランティアな活動ができていない罪悪感から適応曲線がやや下がり気味となっている。L さんはC,F さんとは異なり、自分自身の葛藤から曲線が下がっていることが明らかとなった。



【上がり調子型】・・・A,B,D,E,H,K,M,N

上がり調子型は、一度はマイナスになり、何度か曲線が

上下した後プラス領域となっている共通点がある。



3-2 適応・不適応要因の分類とプロセスの把握

本研究において適応曲線は、移住者が地域コミュニティに適応または不適応に至った要因やプロセスを把握する手段として採用したものである。調査で得たデータは、対象者が地域コミュニティに対してポジティブ（適応）またはネガティブ（不適応）と認識した具体的エピソードである。縦軸のプラス領域・マイナス領域は、各エピソードのポジティブ・ネガティブ性を判断するための参考情報に過ぎず、プラス領域に記入されていてもネガティブな出来事と解釈される場合やその逆の場合については、調査後に対象者に確認し、最終的な判断を行った上で分析に反映している。このように整理したエピソードをもとに、KJ 法を用いて適応要因と不適応要因を分類し、プロセスを把握した。KJ 法とは¹⁷⁾、心理学など様々な分野において質的データの分析方法として利用される手法の一つである。名刺程度の大きさのカードに転記したデータをグループ分けし、グループごとの関係を図解化した上で、それを文章化し解釈を行うものである。

また、適応曲線に記載されたエピソードは、多くが経緯から出来事・行動の内容、それによる結果といった一連のストーリーで構成されている。本研究は適応プロセスの把握が目的のため、エピソードを「きっかけ・経緯・理由」、「移住者の行動」、「変化・結果」に細分化した上で KJ 法を実施した。分析対象は、16 名の対象者から得られた計 86 件のエピソードであり(1 名あたり 3~10 件)、基本的には適応曲線上の吹き出し1つを1つのエピソードとみなした。ただし、1 つの吹き出しに複数の出来事が含まれる場合には、対象者の了承を得た上で出来事ごとに分割した。さらに、直接記載がなくとも、関連する内容がインタビュー逐語録に含まれていた場合にはそれを補足データとして扱い、最終的に 9 件を追加した。これにより、一次データの網羅性と信頼性を確保した上で分析を行った。KJ 法は、調査目的や概要を共有した 3 名の分析者により実施した。

まず、適応・不適応要因としてどのようなものがあるかを把握するべく、エピソードの中の「変化・結果」のデータを KJ 法によるグループ分けの手法を用いて分類した。その後、それらの「変化・結果」にたどり着くプロセスを

把握するために、エピソードの「きっかけ・経緯・理由」や「移住者の行動」が「変化・結果」とどのような因果関係があるかを矢印でつないだ。明らかになった適応要因とそのプロセスを図4に、不適応要因とそのプロセスを図5に示す。図の中で、「エピソードのきっかけ・経緯・理由」を黄緑色、「出来事・行動の内容」をオレンジ色、「出来事による変化・結果」を青色、独立しているものを白色で色分けしている。

以下で分析結果の詳細について記述する。その際、エピソードを細分化した上で簡潔な文章にしたものを『』で、共通の意味が見いだされた複数のエピソードから作成したサブカテゴリーを◇で、サブカテゴリーの上位概念であるカテゴリーを【】で表記する。

①適応要因とそのプロセス

LM者の地域コミュニティへの適応要因は、大きく四つに分類することができた。

適応要因の一つに、【**地元住民との交流**】がある。飛騨市では、〈一軒家に住む〉人の自治会加入が暗黙の了解となっているが、『区』『組』『町内会』などの〈自治会に入る・自治会活動に参加する〉ことで『会ったら話す』『野菜をもらいまくる』といった〈近所づきあい〉が始まっている。また、活動に参加することで『馴染むのが早い』と感じている。他にも、『若社』や『青年団』『消防団』といった地域の〈世代別組織〉に入ること、『同世代との付き合いが増えた』『同世代の知り合いができた』として地域の〈同世代との交流〉が始まり、『地域にしっかりと迎え入れられた実感を得る』ことにもつながっている。【**近隣住民との**

関わり】の中で、『地域に良い人が多いと感じる』ことや、『妻からの客観的な視点により、良くしてもらっていると実感し、関係が再び始まる』ことも適応要因となっている。適応要因の二つ目に、【**人間関係の広がり**】がある。『地域住民に誘われた』ことや、『仕事で学校の授業を担当した』『初めから仕事が活かせるニーズはないため自分で持ちかける』といった〈仕事の一環〉としてが理由となり、『伝統文化保存団体』『イベント運営団体』『専門家団体』『地域雑誌作成団体』『学校教育補助団体』などの〈地域活動に参加〉することで、『地域での関係が広がった』『仕事以外の地域の知り合いが増えた』といった【**人間関係の広がり**】につながっている。他にも、『同僚が地元住民に自分をどんどん紹介してくれた』ことや『仕事関係で出会った人と仲良くなった』といった〈仕事関係者〉との出会いや、『仕事で定期イベントを開いた』といった〈仕事の一環〉での出会い、『地域を知りたい』『人間関係を広げたい』と思い『ヒダスケ』や『地域イベント』などの〈イベントや集まりへ参加〉したことにより、『知り合いが増えた』『プライベートでも交流するようになった』ことが適応に影響している。よって、〈地域活動への参加〉や〈イベント・集まりへの参加〉は、適応に至る一つのステップとなっていることが明らかとなった。

また、〈イベントや集まりに参加〉したことで〈地域活動に参加〉することになったLM者(G)もいる。ここで、〈地域活動へ参加〉するきっかけは『誘われた』『婿入りした』『仕事の一環』、〈イベント参加やあつまりへの参加〉

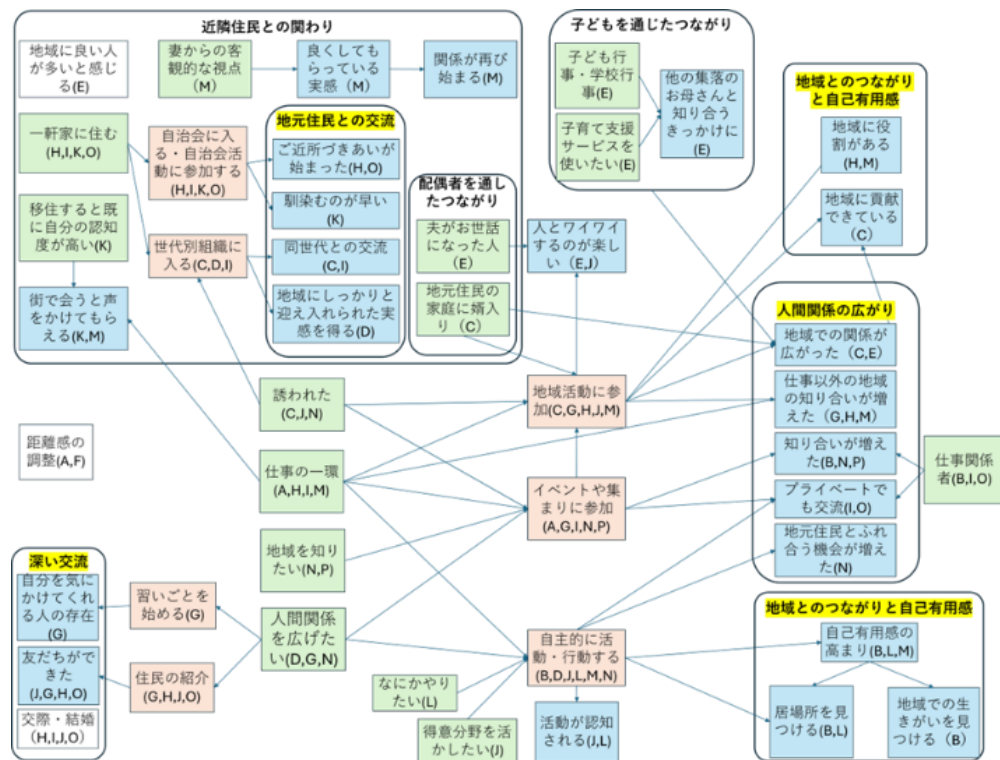


図4 地域コミュニティへの適応要因

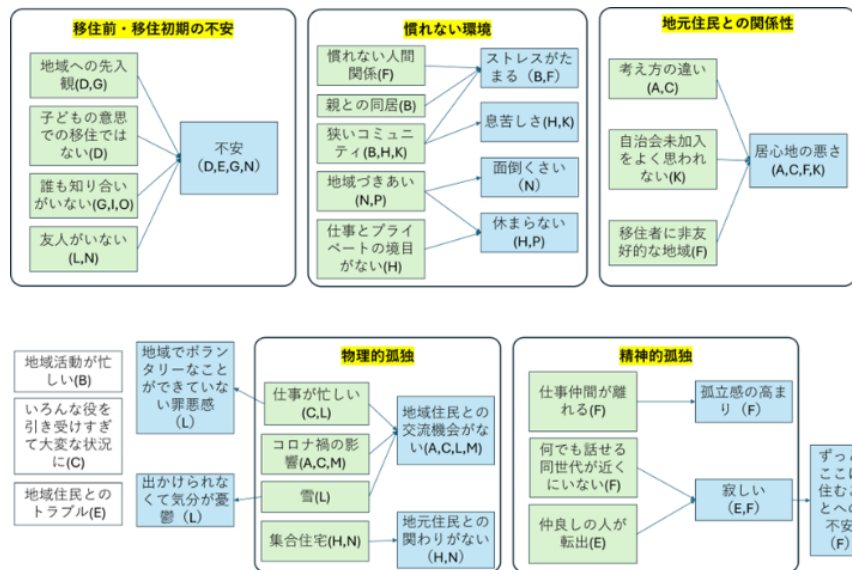


図5 地域コミュニティへの不適応要因

であり、地域住民と関わりが生まれた上での参加となっている。このことから、〈地域活動への参加〉は〈イベントや集まりへの参加〉と比べてややハードルが高くなっていることがわかる。

適応要因の三つ目に、**【深い交流】**がある。『近隣よりも広い範囲の住民と交流したい』、『頼れる人や知り合いを増やしたい』といった〈人間関係を広げたい〉という思いから、『習いごとを始め、自分を気にかけてくれる人の存在ができた』人や、『同僚』や『共通の知人』、『移住前からの知り合い』といった〈住民の紹介〉によって〈友だちができた〉人がいる。また、地域住民との〈交際・結婚〉も適応につながっている。

適応要因の四つ目として、**【地域とのつながりと自己有用感】**がある。『なにかやりたいと思いイベントを定期開催』、『仕事の一環でどうせやるなら好きなことをやろうと自主コミュニティを立ち上げる』、『会社を創業した』といった〈自主的に活動・行動〉したLM者がある。〈自主的な活動・行動〉によって、『自主コミュニティが定着し自信になった』、『イベント開催も影響して地元企業と契約が取れた』、『まちに貢献できる仕事をしている』として〈自己有用感の高まり〉を感じることや、『地域での生きがいを見つける』こと、『自分の名前で行動したことが地域で受け入れられた』、『ここにいていいんだと感じる』として〈居場所を見つける〉ことで適応につながっていることが明らかとなった。また、〈地域活動への参加〉によって、『地域で必要とされている』といった〈地域に役割がある〉こと、『地域に貢献できている』と感じることも適応に影響していることが明らかとなった。

②不適応要因とそのプロセス

図5を見ると、不適応要因は大きく5つに分類できることがわかる。

一つ目の不適応要因として、**【移住前・移住初期の不安】**がある。『田舎に対するマイナスイメージ』、『コミュニティ

が狭そう』といった〈先入観〉や、『子どもの意思での移住ではないこと』、『地域に誰も知り合いがいない』、知り合いはいいても『友人がいない』ことで、『馴染めるか』、『上手くやっていけるか』を〈不安〉に感じるLM者がいた。

不適応要因の二つ目として、**【物理的孤独】**がある。『仕事が忙しくプライベートの時間が取れない』ことや、『コロナ禍の制限』や『雪の影響』によって『地域の集まりが中止』、『地域の人との関わりが最小限に』、『地域の人とじわじわ疎遠に』、『地域の人閉じこもっている』といったことで〈地域住民と交流の機会がない〉ことになり**【物理的孤独】**の状態となっていた。また、『アパート』、『マンション』等の〈集合住宅〉で暮らすことで、『地元住民との関わりがない』ことも不適応要因となっていることが明らかとなった。

不適応要因の三つ目には、**【慣れない環境】**がある。『狭いコミュニティ』で『何でも知られている』、『監視がすごい』として〈息苦しさ〉を感じる人や、『慣れない人間関係』や『義理の両親との同居』に〈ストレスがたまるとなる〉人、『仕事とプライベートの境目がわからない』ことや『地域づきあいが』、『疲れる』、『どこに行っても仕事の知り合いに会う』として〈休まらない〉と感じ、不適応に至っていることが明らかとなった。他にも、『地域のアナログな面に面倒くさいと感じる』人もいた。

不適応要因の四つ目には、**【精神的孤独】**がある。『仕事仲間が離れたことで孤立感の高まり』を感じる人や、『何でも話せる同世代が近くにいない』、『仲良しの人が転出した』ことで『寂しい』と感じている。また、寂しさが『ずっとここに住むことへの不安』につながっていることが明らかとなった。

不適応要因の五つ目として、**【地元住民との関係性】**が良好ではないことがある。地元住民との『話が合わない』、『地区運営の中で重点を置く視点の相違』といった〈考え方の違い〉により、『馴染みづらく楽しくない』、『居づらい』と

いった〈居心地の悪さ〉を感じている。また、『自治会未加入をよく思われていない』ことや、『地元住民が移住者に非友好的』であることも〈居心地の悪さ〉につながっていることがわかる。

4. まとめ

4-1 研究の成果

①適応曲線の形状分類

分析対象者 16 名の適応曲線を、上下変化の有無と終点に着目して分類した結果、三つに分類することができた。

【一定変化型】は、一度適応状態になった後は不適応状態になっていないことが明らかとなった。【下がり調子型】は、地元住民との関係性が良好でないことや、自分自身の葛藤により曲線が下がっていることがわかった。【上がり調子型】は、一度は不適応状態となり、最終的に適応状態になっているという共通点があることがわかった。

②適応要因とそのプロセス

地域コミュニティへの適応要因は、【地元住民との交流】、【人間関係の広がり】、【深い交流】、【地域とのつながりと自己有用感】の四つに大きく分類されることが明らかとなった。

図 4 より、イベントや集まり、地域活動への参加から【人間関係が広がる】パターンが多く見られ、飛騨市には出会いの場が多いことが LM 者の適応に良い影響を及ぼしていると考えられる。中でも、地域活動への参加は【地域とのつながりと自己有用感】にもつながっており、LM 者の適応促進に向けて地域活動への参加は特に有効であると考えられる。しかし、〈地域活動への参加〉は〈イベントや集まりへの参加〉と比べてややハードルが高くなっていることが明らかとなった。

本研究では、イベント・集まり→地域活動参加→自己有用感獲得という段階のプロセスが具体的に描き出された点に新規性がある。さらに、交流が単なる関係性の広がりにとどまらず、地域での役割認識や居場所感につながることも、これまで十分に検討されてこなかった知見である。

③不適応要因とそのプロセス

地域コミュニティへの不適応要因は、【移住前・移住初期の不安】、【物理的孤独】、【慣れない環境】、【精神的孤独】、【地元住民との関係性】の五つに大きく分類されることが明らかとなった。

地域への先入観や人間関係構築について、【移住前・移住初期の不安】を抱える人がいること、地域住民との交流機会に限られることで、【物理的孤独】に陥る人がいることが明らかとなった。また、狭いコミュニティや地域づきあいといった【慣れない環境】がストレスや息苦しさを生むこと、親しい人の不在や転出により【精神的孤独】を感じることも不適応要因である。さらに、【地元住民との関係性】の中で居心地の悪さを感じることも不適応につながっている。本研究により、孤独には「物理的」と「精神的」の二側面が存在し、それぞれ異なる要因で生じていることが明

らかになった点に新規性がある。

4-2 考察

(1)適応促進に向けて

①地域活動へのアクセス

図 4 より、地域活動への参加はイベントや集まりへの参加と比べてややハードルが高くなっていることが明らかとなった。インタビューの中で、忙しさや活動内容が不透明で地域活動に入ることを躊躇する者(D)や、そもそも入り方がわからない者(G,R)もいたことから、飛騨市にある地域活動の一覧化や活動内容の提示など、地域活動参加へのハードルを下げる工夫をすることが重要ではないかと考える。

②移住前・移住初期の不安解消に向けて

図 5 より不適応要因として、知人がいない地への引っ越しや人間関係構築への不安があったが、移住前から地域住民と関わることで不安が解消される可能性がある。現在飛騨市は関係人口創出事業^{※3※4}を実施しており、飛騨市の住民と接点を持ちやすい特徴があるが、移住検討者に対してこれらの利用を促し、移住前から地域住民との接点作りを勧めることも、移住者の適応促進に効果的だと考えられる。

(2)不適応時のサポート

①冬の期間の移住におけるサポート

図 5 より、冬に移住した人(L)は、雪で住民が家に籠もることから春まで地域住民と関わる機会が無かった。積雪量が多い飛騨市では、今後も冬の移住者が出てくると考えられる。こうした物理的孤独に陥る状況の中で、移住者向けにオンラインで交流の場を設ければ、冬でも人間関係を構築でき、不適応脱却に貢献する可能性がある。

②地元住民の受け入れ意識醸成

図 5 より、C さんは地域運営において重点を置く視点が地元住民の考えとギャップがあることによって居心地の悪さを感じていた。移住者が少数派な環境下で、移住者側の意見には客観的な視点も含まれている可能性があることから、移住者の意見にも耳を傾けて合意形成していくことが今後の地域運営にとっても大切だと言える。

地元住民からの非友好的な対応により不適応状態となった事例もある(F)。移住者側が地域に馴染む努力をすることは前提として、移住者の存在が今後の地域運営において喜ばしい存在であることを、地元住民が気づくことができるように市として呼びかけていくことも重要だと考える。

(3)地域への定着に向けて

図 4 より、地域コミュニティとの接点として地域活動やイベント参加があるが、これらに加えて、4-2 (1) で述べたような地域活動への参加しやすさの改善や移住前・初期の不安解消に向けて取り組んでいくことが、移住者の適応促進や地域定着に重要であると考えられる。

4-3 今後の課題

本研究では、飛騨市への LM 者を対象に地域コミュニティへの適応プロセスを把握するために調査を実施したが、本来着目すべきであるのは、地域コミュニティへ不適応となった結果地域を転出した人である。今回は、転出検討中

の LM 者一名にお話を伺うことができたが、移住者の定着促進に向けて取り組むために今後は、地域コミュニティに対してネガティブな感情を抱え地域を転出した人を対象に転出動機や地域コミュニティとの関係性を調査していく必要があると考える。

<謝辞>

第 1 次審査用原稿には、謝辞等は記載しない。最終原稿に作成時に記載。

【補注】

- ※1) 2014 年施行の地方創生策では、地方への移住・定住促進が農山村の人口減少対策として掲げられている。
- ※2) 宝島社『田舎暮らしの本』2 月号に掲載された「2025 年版 住みたい田舎ベストランキング」では、「人口 1 万人以上 3 万人未満のまち」の総合部門で全国 154 自治体中第 10 位となっており、毎年上位に選出されている。宝島社が全 314 項目の独自アンケートを実施し、全国 547 市町村のアンケート結果により決定されたものである。（飛騨市公式サイト <https://qr.paps.jp/gHUOS> : 2025 年 1 月 31 日閲覧）
- ※3) ヒダスケ! とは、飛騨市の人がちょっとやってみたいことや困りごとの種、アイデアが集まり誰でも参加できる、飛騨市と関わるためのプログラム。参加するとオカエシとして地域通貨などがもらえる仕組み。（ヒダスケ! 公式サイト <https://hidasuke.com/about/> : 2025 年 1 月 31 日閲覧）
- ※4) 飛騨市に心を寄せる人々となつたり、飛騨市を楽しむコミュニティ。（飛騨市ファンクラブ公式サイト <https://www.city.hida.gifu.jp/site/fanclub/members.html> : 2025 年 1 月 31 日閲覧）
- ※5) 自身を飛騨市への移住者としてインターネット上で公開している方や、飛騨市への移住者を対象にしたインタビュー記事に記載されている方の氏名を SNS で検索をかけ、ダイレクトメッセージで調査協力依頼をした。
- ※6) 現在は飛騨市外に居住しているが、飛騨市居住当時の状況をお話いただいた。飛騨市の地域コミュニティへの適応プロセスを把握するにあたり、現在飛騨市に住んでいなくとも問題ないと判断したため調査対象者とした。
- ※7) 参議院による、「少子高齢化時代におけるコミュニティの役割」の中で、地域コミュニティの広義のイメージとして記載された文章を、本研究での地域コミュニティの定義とした。（2025 年 2 月 10 日閲覧）
- ※8) 本研究は LM 者を対象にしているため、調査で得られた結果を述べる際には基本的に「LM 者」を用いて説明する。しかし、LM 者に限らず移住者全般に当てはまることに関しては、「移住者」を用いて記述する。
- ※9) 地元住民は「飛騨で生まれ育った人」、地域住民は「飛騨に住む全ての住民」をイメージしている。本研究では、地元住民と地域住民を使い分けて記述している。

【参考文献】

- 1) 長友淳 「ライフスタイル移住の概念と先行研究の動向 —移住研究における理論的動向および日本人移民研究の文脈を通して—」: 2015 年関西学院大学国際学研究 Vol.4 No.1
- 2) Benson, M. 2009. 「A Desire for Differences : British Lifestyle Migration to Southwest France. In Lifestyle Migration : Expectation, Aspirations and Experiences, eds.」 121—135. Famham : Ashgate.

- 3) 松本彩・坂本慧介・別所あかね・横張真「首都圏遠郊外におけるライフスタイル移住者の定着プロセスに関する研究—埼玉県日高市高麗地域を対象として—」: 公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文集 Vol.58 No.3, 2023 年 10 月
- 4) 加藤潤三・前村奈央佳「沖縄の県外移住者の適応におけるソーシャルキャピタルの影響」: 琉球大学法文学部紀要 人間科学 第 31 号 2014 年 3 月
- 5) 田中輝美「よそ者と創る新しい 農山村」: 筑波書房 2017 年
- 6) 綱川雄大「ライフスタイル移住概念を通してみる日本の人口移動研究」明治学院大学 文学研究論集 58 号 2023. 2
- 7) 谷垣雅之「農村地域への移住動機・心理特性に関する考察—北海道清里町・小清水町を事例として—」: 農村計画学会誌 36 : 86—94 2017 年
- 8) 塚崎裕子「地方移住への関心の在り方の変化—ライフスタイル移住の潮流とコロナ禍の影響—」: 地域構想 (4) , 13—20, 2022 年 3 月
- 9) 土田慎一郎「北海道東川町における移住起業の進展要因—飲食店の移住起業に着目して—」: 地理学論集 95 : 1—12. 2020 年
- 10) 本多一貴「長野県御代田町における移住者の社会関係から見た定住化の進展」2023 年度日本地理学会春季学術大会
- 11) 高橋昇輝「奄美大島における I ターン者の選別・受入を通じた集落の維持—瀬戸内町嘉鉄にみる「限界集落論」の反証—」: E-journal GEO 2018 Vol.13(1)50—67
- 12) 西村亮介・嘉名光市・佐久間康富「過疎地域の地区運営活動における地元住民と移住者の関係の変遷に関する研究—和歌山県東牟婁郡那智勝浦色川地区を事例として—」: 公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集 Vol.50 No.3 2015 年 10 月
- 13) 加藤潤三・前村奈央佳「移住動機による地方移住者の適応プロセスの比較—沖縄の移住者の適応曲線の分析から—」: 立命館産業社会論集 第 56 巻 第 4 号 2021 年 3 月
- 14) 飛騨市移住定住支援サイト <https://www.city.hida.gifu.jp/site/ifu/> : 2025 年 1 月 31 日閲覧
- 15) 特集 移住者に人気の町飛騨市 <https://www.city.hida.gifu.jp/img/kouhoushi/r0403/r0403-2-4.pdf> : 2025 年 1 月 31 日閲覧
- 16) 飛騨市総合政策指針〜人口減少先進地が示す人口減少時代の処方箋〜（令和 2〜6 年度）第 2 期 飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略 飛騨市人口ビジョン : 2025 年 1 月 31 日閲覧
- 17) 田中博晃「KJ 法入門 : 質的データ分析法として KJ 法を行う前に」: 外国語教育メディア学会 (LET) 関西支部 メソドロジー研究部会 2010 年度報告論集